

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大河内 裕衣	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 20 年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例		
終期設定	有 無 年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	次の ~ の保護者。（東京都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる） 知的障がい者 身体障がい者（1～3級） 精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度が 又は と同程度と認められるもの（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など）				
内容	<p>1 加入希望者は、加入等申込書に障害者手帳の写し等（又は医師の診断書）と、住民票等を添付し、区に提出。区は都に送付。加入が承認されると承認通知書と証書が区を通じて加入者に送付される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者は、都から送付された掛金払込納付書により、毎月月末までに、掛金を納付する。年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上となったとき以後の加入月から掛金が免除となる。 ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 <p>2 加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 【年金額】 20,000円/月（加入1口当たり） 【掛金】 9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階。 （平成20年4月1日現在） （生活保護を受けている場合、住民税非課税または免除されている場合、その他知事が必要と認める場合は、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される）</p>				
経過	平成19年 2月末 東京都心身障害者扶養年金制度廃止 平成20年 4月 制度発足				
必要性					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（22年度は見込み）							
	人件費					847	244	
	【事務分担当】（%）					10	3	
	合計（+）	0	0	0	0	847	244	0
	国（特定財源）							
実績の推移	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	847	244	0
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総受給者数					0	3	3	
区加入者数					6	6	10	
区受給者数					0	0	0	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	区加入者数	-	6	6	10	-	22年度は6月1日現在
	区受給者数	-	0	0	0	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	平成20年度からの制度のため、引き続き事業周知を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
継続して、新規手帳取得者に対して、事業内容の説明を行う	事業が周知される
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	原爆被爆者援護事業費（01-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。 区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中） 				
対象者等	【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） 【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中）				
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 …… 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 …… 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 【団体運営補助金】 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）				
経過					
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	404	404	404	404	404	404	404	
決算額（22年度は見込み）	404	394	384	373	394	400	404	
人件費		172	171	85	169	163		
【事務分担量】（%）		2	2	1	2	2		
合計（+）	404	566	555	458	563	563	404	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	404	566	555	458	563	563	404	
実績の推移								
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	見舞金支給者	40	39	38	37	39	40	40

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品		4	消耗品	0	消耗品
扶助費	見舞金		390	見舞金	400	見舞金	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	対象者数	37	39	40	40	-	22年度は当初予算規模

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 未実施：墨田・江東・足立

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	議会議事録
-------	-------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	自立支援医療（更生医療）支給事業費（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。				
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）				
内容	<p>【主な治療内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術 ・人工透析 ・抗HIV療法 等 <p>【医療費給付内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 ・入院の場合の食事療養費 ・移送費、施術費、治療材料費等 <p>【医療費の審査及び支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 <p>【事務処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 ・治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。 				
経過	<p>平成18年 4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年 3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年 4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p>				
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	13,746	21,439	22,230	429,249	373,228	431,135	417,550	
決算額（22年度は見込み）	10,021	20,657	19,524	279,057	373,228	431,134	417,550	
人件費		431	854	2,928	1,694	2,036		
【事務分担量】（%）		5	10	45	20	25		
合計（+）	10,021	21,088	20,378	281,985	374,922	433,170	417,550	
国（特定財源）	5,010	10,328	10,191	140,677	183,201	211,644	208,774	
都（特定財源）			2,135	70,339	91,600	105,822	104,387	
その他（特定財源）								
一般財源	5,011	10,760	8,052	70,969	100,121	115,704	104,389	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
件数 入院	23	25	28	96	17	64	235	
件数 通院	148	199	193	1,058	1,495	1,336	1,436	
利用者数 入院	15	17	18	24	15	42	117	
利用者数 通院	18	18	25	106	119	160	215	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	入院分	26,701	入院分	31,179	扶助費
	通院分	346,527	通院分	399,955			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	入院件数	96	17	64	35	-	22年度は6月1日現在
	通院件数	1,058	1,495	1,336	236	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・生活保護受給者数の増加による更生医療費の推移予測が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
生活保護受給者数の予測推移から、今後の更生医療費の推移を予測する。	予算作成をより円滑に行うことができる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	心身障害者医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	松本 由美	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	心身障害者医療助成事業費（01-11-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	49 年度	根拠	心身障害者の医療費の助成に関する条例、同条	
終期設定	有 無	年度	法令等	例施行規則、心身障害者医療費助成要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。				
対象者等	以下の対象要件の全てを満たす者 障がい要件 身体障害者手帳1～3級（3級は内部障がいのみ）、愛の手帳1・2度 所得制限 年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わると共に38万円加算。 年齢制限 新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満。但し、65才以前に受給者証を有していた者は65歳以上でも対象となる。 【後期高齢者医療制度との関係】 65歳以上74歳未満は主たる医療保険を後期高齢者医療制度に移行することが可能。 例）65歳以上74歳未満の場合の医療保険				
内容	【医療券発行】 医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで 現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送 【医療助成概要】 受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） 入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 助成方法 A．契約医療機関の場合（主に都内医療機関、一部都外を含む） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> 診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費概算請求（後に精算） 医療費概算支払（後に精算） 医療費請求 医療費支払 B．契約外医療機関の場合（主に都外医療機関、一部都内を含む） 診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費助成額概算請求（後に精算） 医療費助成額概算支払（後に精算） 医療費請求（領収書の添付が必要） 医療費支払（口座振込） 【更新】 所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送） 保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（7月上旬） 受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）				
経過	昭和49年 7月	心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下			
	昭和59年 9月	障がい程度に内部障がい3級を追加			
	10月	社会保険被保険者を対象化			
	平成6～14年	健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化			
	平成20年 4月	後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管			
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務				

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	410	358	334	390	668	524	329
	決算額（22年度は見込み）	306	236	54	205	494	270	329
	人件費		14,221	13,557	9,271	7,623	4,072	
	【事務分担量】（％）		165	195	130	90	50	
	合計（＋）	306	14,457	13,611	9,476	8,117	4,342	329
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	306	14,457	13,611	9,476	8,117	4,342	329

実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	医療費助成対象者数	2,032	2,008	1,986	1,951	1,893	1,845	-
	支給件数（延べ数）	1,155	1,224	1,373	1,248	1,351	1,412	-
	都外医療機関助成金額（円）	-	-	12,168,815	11,625,198	9,713,857	11,721,993	-

予算内・決算	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品	40	消耗品	34	消耗品	16
	印刷製本費	対象者調査はがき等	277	対象者調査はがき等	56	対象者調査はがき等	21
	役務費	受給者証等郵送料	177	受給者証等郵送料	180	受給者証等郵送料	275
	委託料					封入委託	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	医療費助成対象者数	1,951	1,893	1,845	1,914	-	各年度末の受給者証交付人数 (22年度は6月1日現在)
	医療費助成支給件数	1,248	1,358	1,412	368	-	都外医療機関医療費助成件数 (22年度は6月1日現在)
	医療費助成支給人数	407	451	471	94	-	都外医療機関医療費助成人数 (22年度は6月1日現在)

(問題点・課題分析)	<p>施設機関での療養に伴う医療助成にかかる申請について、重複申請があった。同一人の同月分領収書が2度にわたり申請され、初回のはすでに振込済であった。このため、次月助成分との相殺処理を行ったが、厳重なチェック制度の必要性が課題になった。従前にも増して、過去の支給分も含めたチェックを行う必要がある。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
医療助成にかかる申請の厳重なチェック体制の強化	重複申請をなくす。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議(要旨)状況	
---------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実														
		担当者名	富岡 一三	内線	2691														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者団体補助（01-12-01）																		
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業															
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱															
終期設定	有 無	年度	法令等																
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]																	
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																		
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成22年度実績団体（会員数） ・荒川区身体障害者更生会（145名） ・荒川区手をつなぐ親の会（147名） ・荒川区身障児父母の会（55名） ・荒川のぞみの会（51名） ・荒川区聴覚障害者協会（85名） ・荒川区視力障害者福祉協会（75名） ・荒川腎友会（65名） ・荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体）																		
内容	【補助金算定基準】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体の会員数（人）</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 ～ 50</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51 ～ 100</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 ～ 200</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 ～ 300</td> <td style="text-align: center;">180,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">301 ～ 400</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401以上</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～21年度各年度10万円）</p>					団体の会員数（人）	補助金額	30 ～ 50	60,000円	51 ～ 100	120,000円	101 ～ 200	150,000円	201 ～ 300	180,000円	301 ～ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																		
30 ～ 50	60,000円																		
51 ～ 100	120,000円																		
101 ～ 200	150,000円																		
201 ～ 300	180,000円																		
301 ～ 400	210,000円																		
401以上	240,000円																		
経過	昭和 58年 事業開始 平成 元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成 2～4年 補助算定基準改定 平成 5年 荒川腎友会を対象団体に追加																		
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発的な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																		
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）																		

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	970	970	970	1,070	1,000	1,000	1,000	
決算額（22年度は見込み）	970	910	970	1,000	1,000	1,000	1,000	
人件費		2,048	2,032	329	668	367		
【事務分担量】（%）		31	31	11	15	15		
合計（+）	970	2,958	3,002	1,329	1,668	1,367	1,000	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	970	2,958	3,002	1,329	1,668	1,367	1,000	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	団体数	8	8	8	8	8	8	8
	会員数				630	611	614	623

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	団体補助	1,000	団体補助	1,000	団体補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	補助団体数	8	8	8	8	-	補助基準を満たしている団体数

（問題点・課題分析）	団体の会員数増減への対応
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各団体との密な連絡による事前調整	団体への速やかな対応・及び信頼関係の維持

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
--------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者運動会補助（01-12-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。				
対象者等	荒川区心身障害児者福祉連合会				
内容	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館 【参加者】 区内障害者（児）、家族及び関係者 約750名 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p>				
経過	<p>平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円） 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定</p>				
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	520	520	520	520	520	520	520
	決算額（22年度は見込み）	520	520	520	520	520	520	520
	人件費		86	205	329	668	489	
	【事務分担量】（%）		1	6	11	15	20	
	合計（+）	520	606	725	849	1,188	1,009	520
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	520	606	725	849	1,188	1,009	520	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	参加人数	650	600	700	700	750	750	750

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運動会補助	520	520	運動会補助	520	運動会補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
参加人数		700	750	750	750	-	

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	知的障がい者授産事業補助（荒川あさがお福祉作業所）	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 新見 英信	課長名 内線	山形 実 2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	知的障害者授産事業補助（01-13-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者に就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障がい者授産事業に要する経費を一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：特定非営利活動法人かがやき（第一～第四あさがお・パン工房あさがお） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	<p>第一あさがお（場所）旧小台橋小（定員）22名（現員）18名 （指導員）常勤2人非常勤5人（作業）箱折・袋詰等（開設）昭和56年10月</p> <p>第二あさがお（場所）旧小台橋小（定員）22名（現員）18名 （指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・袋詰等（開設）昭和61年10月</p> <p>第三あさがお（場所）旧真土小（定員）22名（現員）21名 （指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・付録作等（開設）昭和63年 4月</p> <p>第四あさがお（場所）旧真土小（定員）22名（現員）19名 （指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・キャリ折（開設）平成 3年 4月</p> <p>パン工房あさがお（場所）旧小台橋小（定員）13名（現員）9名 （指導員）常勤1人非常勤3人（作業）パン等の製造販売（開設）平成18年11月</p> <p>* 主な事業内容 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加・就労指導 * 通所日数 全施設週5日 作業時間1日平均7時間（9:00～16:00）</p>				
経過	<p>昭和57年度 東京都の直接補助（東京都知的障害者育成会）とこれを補完する区の補助の2本立てで実施</p> <p>平成 7年度 東京都が区を通じた間接補助に変更（区の補助金額2/3）</p> <p>平成10年度 都補助基準と区補助基準との格差是正を図るため、補助項目に調整加算額を新設</p> <p>平成11年度 荒川第三・第四あさがお福祉作業所が、旧真土小内へ移転</p> <p>平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上1人96,698円）へ移行</p> <p>平成16年度 荒川あさがお、第二あさがおが、旧小台橋小内に移転</p> <p>平成17年度 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可</p> <p>平成18年度 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可</p> <p>平成18年度 パン工房あさがお福祉作業所開設（11月）</p> <p>平成20年度 10月30日法人化（法人名：特定非営利活動法人かがやき）</p>				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 施設の事業運営費の一部を補助				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	83,946	82,411	96,471	92,645	98,086	100,871	105,097	
決算額（22年度は見込み）	77,005	82,411	90,474	92,645	93,945	100,871	105,097	
人件費		862	854	854	847	407		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	5		
合計（+）	77,005	83,273	91,328	93,499	94,792	101,278	105,097	
国（特定財源）								
都（特定財源）	37,213	41,204	42,410	46,784	47,456	50,336	52,294	
その他（特定財源）								
一般財源	39,792	42,069	48,918	46,715	47,336	50,942	52,803	
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	荒川あさがお補助額	19,739	20,899	19,739	19,739	19,739	21,920	23,080
	荒川第二あさがお補助額	18,949	21,014	21,014	21,269	21,269	22,430	24,100
	荒川第三あさがお補助額	20,899	20,899	22,060	21,920	22,060	22,060	22,060
	荒川第四あさがお補助額	17,418	19,599	18,438	19,599	20,759	23,080	23,080
	パン工房あさがお			9,223	10,118	10,118	11,381	12,644

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補 助及び交 付金	運営費補助・第一	19,739	21,920	運営費補助・第一	21,920
	運営費補助・第二	21,269	22,430	運営費補助・第二	22,430	運営費補助・第二	24,100
	運営費補助・第三	22,060	22,060	運営費補助・第三	22,060	運営費補助・第三	22,060
	運営費補助・第四	20,759	23,080	運営費補助・第四	23,080	運営費補助・第四	23,081
	運営費補助・パン工房あさがお	10,118	11,381	運営費補助・パン工房あさがお	11,381	運営費補助・パン工房あさがお	12,777

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	通所者数（補助対象延べ数）	16,678	17,033	18,753	3,196	-	22年度は6月1日現在
	実人数	81	78	85	89	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けた訓練場所として、パン工房あさがおを有効に活用できるような支援を行う。 ・平成20年10月30日に法人化し、今後は平成23年度末までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。 ・第三・第四あさがおについては、町屋三丁目障害者就労支援施設への移転を円滑に進める必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 区）
	未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、大田区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
一般就労への訓練の充実を図るため、パン工房あさがおを有効に活用できるよう支援する。	一般就労することにより収入が増加し、安定した生活を送ることができる。
障害者自立支援法の新体系への移行を支援する。	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる。
移転先である町屋三丁目障害者就労支援施設での運営が安定するように支援する。	作業所の安定した運営を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	心身障がい者小規模通所授産施設事業補助（作業所ボンエルフ）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	新見 英信	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	心身障害者小規模通所授産施設事業補助（01-13-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者の就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障害者授産事業に要する経費を一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の小規模通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体>運営主体：社会福祉法人荒川のぞみの会（作業所ボンエルフ） <利用者>原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	社会福祉法人荒川のぞみの会の運営する作業所ボンエルフの事業運営費の一部を補助。 <施設名> 作業所ボンエルフ <場所> 旧真土小2F <定員> 19名 <現員> 19名 <指導員数> 常勤4名 非常勤4名 <作業種目> 手芸品作成、箱詰等 <開設年月日> 平成元年4月 <主な事業内容>受託作業・作業指導・生活指導・行事参加				
経過	平成4年度 作業所ボンエルフ開設 平成7年度 知的障害者授産事業補助と共通基準の補助金交付要綱（荒川区心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱）に改正 平成10年度 都補助金基準額（心身障害者（児）通所訓練等事業補助金）と区補助金基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設 平成14年度 5月に旧真土小内1室を新たに貸与し、計2室となる。 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 平成19年度 事業名を「通所授産事業補助」から「心身障害者小規模通所授産事業補助」へ移行 特定財源（都）が増（財調より包括事業費に変更）				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	17,278	19,854	22,176	19,855	22,176	22,176	23,335	
決算額（22年度は見込み）	17,278	19,854	19,854	19,855	22,175	22,175	23,335	
人件費		862	854	427	847	407		
【事務分担量】（%）		10	10	5	10	5		
合計（+）	17,278	20,716	20,708	20,282	23,022	22,582	23,335	
国（特定財源）								
都（特定財源）	7,875	7,875	7,500	13,292	13,936	13,614	13,587	
その他（特定財源）								
一般財源	9,403	12,841	13,208	6,990	9,086	8,968	9,748	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	通所者数	13人	17人	16人	16人	18人	19人	19人

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補 助け及び 交付金	運営費補助	22,175	22,175	運営費補助	22,175	運営費補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
通所者数		3,551	3,904	3,919	670	-	補助対象者延べ数 22年度は6月1日現在
実人数		18	19	19	19	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。 ・平成23年度末までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 区）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、大田区、品川区、豊島区、足立区、板橋区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
再開発事業の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る	作業所の安定した運営を確保できる
障害者自立支援法の新体系への移行を支援する	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	精神障がい者共同作業所運営費補助	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 新見 英信	課長名 内線	山形 実 2683	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	精神障害者共同作業所補助 （01-13-03）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠 法令等	荒川区精神障害者共同作業所通所訓練運営費等 補助金交付要綱、荒川精神障害者小規模通所授 産施設運営費等補助金交付要綱		
終期設定	有 無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]				
目的	精神障害者共同作業所訓練事業を行う精神障がい者家族団体等及び小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対して、その事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図る。					
対象者等	[共同作業所] 3施設 Aランク(定員15人以上、指導員3人以上) ・マック・リブ作業所(NPO法人) ・ワークハウス荒川 ・ワークハウス荒川第2(社会福祉法人愛と光の会)					
内容	荒川区精神障害者共同作業所設置運営基準及び小規模通所授産施設設置運営基準に適合した精神障害者共同作業所及び小規模通所授産施設に対し、事業の運営費等の一部を補助する。 利用者負担：小規模授産施設は利用料の負担有り。金額は各施設が決める。共同作業所は無し。					
		施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容
		マック・リブ作業所	共同作業所	H 6 . 2	15名以上	マンション清掃
		ワークハウス荒川	共同作業所	H 1 . 12	15名以上	文具類の組み立て、包装等
		ワークハウス荒川第2	共同作業所	H 3 . 12	15名以上	自動車部品の組み立て等
経過	平成12年4月	保健所から障害者福祉課へ事務移管。区補助基準額が都補助基準額と同一となる。 (平成10～12年度で差を1/3ずつ調整)				
	平成14年10月	荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱制定 荒川ひまわり及び荒川ひまわり第2作業所が小規模通所授産施設(法内)となる。				
	平成14年12月	マック・リブ作業所がNPO法人の運営となる。				
	平成20年4月	荒川ひまわり及び同第2の2施設が自立支援法に基づく施設に移行。				
必要性	精神障がい者の社会における訓練の場を確保する上で必要である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		92,340	91,924	92,299	92,013	53,880	54,218	54,151
決算額(22年度は見込み)		90,758	90,640	90,570	90,653	53,879	54,217	54,151
人件費			1,724	1,708	1,708	847	407	
【事務分担量】(%)			20	20	20	10	5	
合計(+)		90,758	92,364	92,278	92,361	54,726	54,624	54,151
国(特定財源)								
都(特定財源)		62,352	62,337	62,042	62,118	35,763	35,839	12,739
その他(特定財源)								
一般財源		28,406	30,027	30,236	30,243	18,963	18,785	41,412
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	小規模通所授産施設数	2施設	2施設	2施設	2施設	0施設	0施設	0施設
	共同作業所施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	事業費	53,879	53,879	事業費	54,217	事業費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
利用者数（小規模授産施設）		42	0	0	0	-	各年度末人数
利用者数（共同作業所）		71	64	72	68	-	各年度末人数 (22年度は6月1日現在)
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>平成23年度末までに、障害者自立支援法上の新体系施設に移行しなければならないが、移行に際しては移行先も含めた調整、運営に関しては補助等の支援が必要となる。</p>
他区の実況	（実施 21 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
新体系施設への円滑な移行支援	施設運営の安定化
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者施設移行支援補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	新見 英信	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障がい者施設移行支援補助事業費（01-13-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区障がい者施設新体系移行支援事業運営費補助金交付要綱・荒川区障がい者施設運営費貸付金要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者を対象とした作業所から障害者自立支援法に規定する施設に移行した際に、激変緩和補助及び施設借上げ費補助をし、あわせて運営資金の貸付を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。				
対象者等	区内指定事業所のうち、小規模通所授産施設、共同作業所又は知的障がい者通所授産作業所から移行した施設。最大11施設。 平成22年度：2施設				
内容	1 激変緩和補助 単価 19,600円/月（一人あたり） 算定方法 19,600円×各月初日利用者数 2 施設借上げ費補助 補助率 1/2 算定方法 施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2 3 運営資金貸付 貸付上限 当該施設の18年度補助額の1/4 利息 なし 返済期限 当該年度末まで				
経過	平成20年 4月 事業開始 区内作業所2施設（荒川ひまわり・荒川ひまわり第2）が新体系に移行				
必要性	障害者自立支援法の施行に伴い、作業所から施設への移行が必須となる施設もあり、移行による減収や施設維持のための借上げ費補助や運転資金貸付は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助】 年度当初に利用見込みによる概算払い 【貸付】 申請受理 審査 支払 返済				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額					45,258	21,617	42,365	
決算額（22年度は見込み）					20,288	21,240	24,377	
人件費					847	407		
【事務分担量】（%）					10	5		
合計（+）	0	0	0	0	21,135	21,647	24,377	
国（特定財源）								
都（特定財源）					9,173	9,035	20,698	
その他（特定財源）					9,224	17,988	17,988	
一般財源	0	0	0	0	2,738	-5,376	-14,309	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	補助対象施設数					2施設	2施設	2施設
	貸付実施施設数					2施設	2施設	2施設

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補	運営費補助	8,742	運営費補助	9,036	運営費補助
助及び交付金	施設借上補助	2,322	施設借上補助	2,981	施設借上補助	5,346	
貸付金			運営費貸付	9,224	運営費貸付	17,988	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	新体系移行施設数	-	2	2	2	11	新体系施設に移行した施設数
	新体系施設利用者移行率	-	18	18	22	100	作業所利用者のうち新体系移行施設利用者割合
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	都補助事業である激変緩和補助の平成23年度以降の取扱いについて、変更等に対応する必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
激変緩和補助事業の柔軟な対応	円滑な事業運営
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	円滑な移行のため、必要な事業である

議（要旨）	議（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費 (身体・知的障害相談員)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大河内 裕衣	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	福祉事業事務費(身体・知的障害相談員事業) (01-14-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	43 年度	根拠	身体障害者相談員設置要綱(区)	
終期設定	有 無	年度	法令等	知的障害者相談員設置要綱(区)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	相談員が身体障がい者(児)および知的障がい者(児)に対し、各種相談、日常生活の援助、施設への入所措置等、社会的自立のための援助を行う。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障がい者団体との連絡、意見交換を行うことにより、各種事業への意見を反映させる。				
対象者等	平成22年度 身体障害者相談員 11名 知的障害者相談員 6名				
内容	<p>区長が選任した相談員に2年間業務を委託する。(平成22年4月選任)</p> <p>相談員は自宅相談及び出張相談を行い、活動記録簿に活動状況を記録し、毎年4月10日までに相談員活動報告書により区に報告する。</p> <p>区は毎年4月20日までに の報告書を取りまとめる。 ・相談員の報償金は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給するものとする。 ・相談内容 手帳・補装具・自立支援給付・家族関係等</p> <p>相談員の研修は、年2回程度区で行う。 (内容：障がい者の福祉制度の変更等の周知・相談員の役割など)</p> <p>相談員の方の周知については、「障がい者の福祉」とホームページに掲載している。</p>				
経過					
必要性	障がい者の持つ要望や悩み等に、より適切に対応するには、行政だけではなく、障がい者当事者(身体障害者相談員)や家族(知的障害者相談員)が行う相談が必要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	相談員の報償費(3,170円/月・人)及び、消耗品費については都の交付金を受け、支払う。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		711	711	713	686	678	711	711
決算額(22年度は見込み)		679	685	672	686	672	672	711
人件費			3,448	854	598	1,694	1,873	
【事務分担量】(%)			40	10	7	20	23	
合計(+)		679	4,133	1,526	1,284	2,366	2,545	711
国(特定財源)								
都(特定財源)		672	672	672	672	672	672	698
その他(特定財源)								
一般財源		7	3,461	854	612	1,694	1,873	13
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	身障相談員数	11	11	11	11	11	11	11
	相談件数他	646	395	404	418	296	396	
	知的相談員数	6	6	6	6	6	6	6
	相談件数他	300	177	313	246	229	298	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報償費	相談員活動費	646	相談員活動費	646	相談員活動費	678
	一般需要費	相談員研修会・連絡会費	26	相談員研修用消耗品	26	相談員研修用消耗品	33

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	身障相談件数	418	296	396	0	-	22年度は6月1日現在
	知的相談件数	246	229	298	0	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	相談員の個人情報の取扱いに関する知識の強化が必要である。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
個人情報の取扱いに関する研修会を行う。	相談員の個人情報の取扱いに関する知識が向上することにより、相談者のプライバシーが守られ、情報漏えい等の問題が回避される。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（障害福祉専門推進員）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	中野 登美子	内線	2 6 8 5
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	福祉事業事務費（障害福祉専門推進員） （01-14-01）				
事務事業の種類	新規事業（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	荒川区障害者福祉課非常勤職員設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	荒川区の障がい者福祉の向上を図るため、非常勤職員として障害福祉専門推進員を配置する。				
対象者等	障害福祉専門推進員 5名				
内容	<p>障害者福祉課長の指揮、監督の下に、障害者福祉課において次の業務を行う。</p> <p>障害福祉専門推進員</p> <p>（1）障害者自立支援法に関する事務。 （2）障害者福祉の所管事業に関する事務。 （3）精神保健福祉事業に関する事務。 （4）その他任命権者が必要と認めるもの。</p>				
経過	平成 9年4月 事業開始 平成 17年4月 精神保健福祉相談員配置 平成 19年4月 要綱改正 精神保健福祉事業に関する事務を含めて障害福祉専門推進員を設置				
必要性	職務遂行に適する豊富な知識・経験を有している非常勤を配置することで、より質の高いサービスを提供することができる				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		2,709	5,470	5,562	7,671	11,436	13,726	13,480
決算額（22年度は見込み）		2,709	5,470	4,934	8,163	10,970	13,411	13,480
人件費			0	854	1,452	1,271	652	
【事務分担量】（%）			0	10	17	15	8	
合計（ + ）		2,709	5,470	5,788	9,615	12,241	14,063	13,480
国（特定財源）								
都（特定財源）						1,480		
その他（特定財源）								
一般財源		2,709	5,470	5,788	9,615	10,761	14,063	13,480
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	障害福祉専門推進員	1	1	1	3	4	5	5
	精神保健福祉相談員		1	1				

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	障害福祉専門推進員	9,808	障害福祉専門推進員	11,988	障害福祉専門推進員	11,988
共済費	社会保険料	1,151	社会保険料	1,423	社会保険料	1,459	
旅費	特別旅費	11			特別旅費	33	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (25年度)	
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	専門職配置のため、適正のある人材の確保及び継続雇用が困難になりがちである。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
研修等を活用し、職に応じた専門知識の向上を図る	適正のある人材の確保及び区民サービスの向上
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（成年後見事業）	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 鈴木 好明	課長名 内線	山形 実 2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	福祉事業事務費（成年後見事業） （01-14-01）				
事務事業の種類	新規事業（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区成年後見制度における区長による審判の	
終期設定	有 無	年度	法令等	請求手続等に関する要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身寄りのいない、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
対象者等	判断能力が不十分な知的障がい者、精神障がい者のうち、身寄りがいない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	<p>平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。</p> <p>法定後見については、本人の判断能力の程度により後見（事理弁識能力を欠く状況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。</p> <p>本事業はこれらの対象者について、必要な手続き等を行い、本人の保護を図るために区長が申立てを行うものである。</p>				
経過	平成14年度 要綱制定 平成20年度 福祉推進課からの再配当により執行（平成21年度より事務移管）				
必要性	身寄りのない知的・精神障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用する他に方法がないため、必要性は高い。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額						238	360	360
決算額（22年度は見込み）						138	0	360
人件費						1,271	814	
【事務分担量】（%）						15	10	
合計（ + ）		0	0	0	0	1,409	814	360
国（特定財源）						0	0	0
都（特定財源）						0	0	0
その他（特定財源）						138	0	360
一般財源		0	0	0	0	1,271	814	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	申立件数（知的障がい者）			0	0	1	0	0
	申立件数（精神障がい者）			0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	手数料	129	129	手数料	0	手数料
公課費	印紙代	9	9	印紙代	0	印紙代	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	申立件数	0	1	0	0	-	22年度は6月1日現在
	選定件数	0	1	0	0	-	22年度は6月1日現在
	選定割合	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>措置から利用者の契約に基づくサービス提供となったことから、非課税世帯においても成年後見事業による支援が必要となったため、後見報酬助成を検討する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

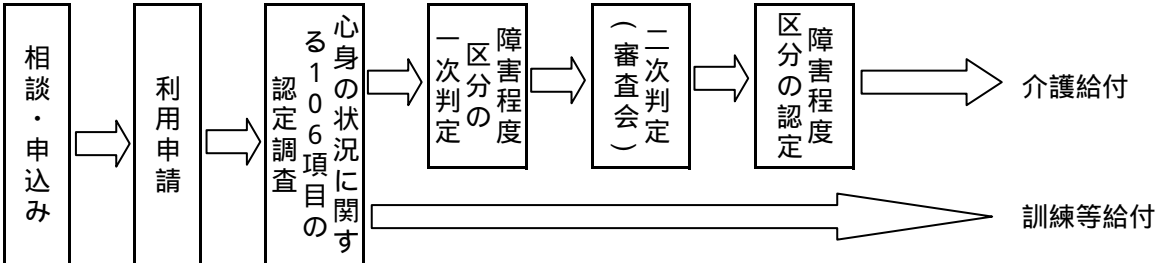
問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区長申立てから後見人報酬助成までの一連の制度の整備を検討する	非課税世帯においても後見人の申立てが可能になる
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	岡野 勝哉	内線	2689
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害程度区分認定事務費（01-14-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者自立支援法第4,15,20,21,24条、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害者自立支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。				
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者。				
内容	<p>【障害程度区分認定に至る流れ】</p>  <p>介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置付けられ、それぞれ、認定する際のプロセスが異なる。 障害程度区分.....介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）</p> <p>【審査会開催回数】 3合議体、月3回開催 開催回数 ... 36回（予定）</p> <p>【審査会委員構成】 医師会医師6名、首都大学東京教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名</p>				
経過	平成18年4月 法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始				
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額				29,070	14,719	14,658	16,837	15,202
決算額（22年度は見込み）				21,890	8,903	11,213	13,201	15,202
人件費				7,888	14,518	11,858	10,587	
【事務分担量】（%）				150	170	140	130	
合計（+）	0	0	29,778	23,421	23,071	23,788	15,202	
国（特定財源）			4,271	4,871	1,804	3,132	3,361	
都（特定財源）			0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	0	25,507	18,550	21,267	20,656	11,841	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	審査会開催回数			37	22	28	35	36
	障害程度区分認定件数			250	103	163	290	302

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査会委員・非常勤報酬	9,096	審査会委員・非常勤報酬	10,330	審査会委員・非常勤報酬	11,058
共済費	社会保険料(非常勤)	844	社会保険料(非常勤)	931	社会保険料(非常勤)	911	
報償費	認定審査会委員新任研修	0	認定審査会委員新任研修	30	認定審査会委員新任研修	150	
職員旅費	職員旅費	0	職員旅費	0	職員旅費	105	
特別旅費	調査非常勤旅費	122	調査非常勤旅費	217	調査非常勤旅費	862	
一般需用費	消耗品費	100	消耗品費	84	消耗品費	163	
役務費	意見書作成手数料等	1,050	意見書作成手数料等	1,608	意見書作成手数料等	1,953	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	申請件数	175	199	346	36	399	介護給付及び訓練等給付 平成22年度は6月1日現在
	障害程度区分認定件数	103	175	290	47	302	介護給付のみ 平成22年度は6月1日現在

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分の認定期間は原則3年間であるため、3年周期で認定件数の多い年度が到来する。次回は平成24年度。 ・また平成23年度中に身体・知的・精神の各施設は自立支援法の新体系に移行することとされている。しかし、新体系移行後の施設運営は課題が多く、今後の国の動向を見守る施設も多いと聞いている。そのため、施設の移行時期が集中し一時的な認定件数の増加が予測される。 ・これらに備え、的確な認定調査および二次判定を行える体制を確保し続けることが課題である。 ・今年度より新システムが導入されたが、より利用しやすいシステムにするため、今後改修の必要がある。
施の 状実	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	同一の認定調査員の雇用を継続する。	認定調査業務に習熟した職員が確保できる。
	審査会については継続して3部会により構成する。	申請件数の急増にも対応できる体制が確保できる。
	平成22年9月を目処に、新旧システムのデータの整合性を図る。	各申請、統計業務をより効率的に行なえる作業体制の構築。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 (要質問 旨状)	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	聴覚障害者相談事業費（01-14-03）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	手話通訳者による相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内での各種相談を容易にする。				
対象者等	聴覚障がい者 【相談件数実績】平成21年度96件（毎週・火曜日）				
内容	<p>【窓口相談】 障害者福祉課窓口到手話通訳者を配置する。 相談日：毎週火曜日の午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）</p> <p>【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談内容については、東京聴覚障害者自立支援センターの実施する聴覚障害者相談支援ネットワーク事業を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。</p>				
経過	昭和56年 4月	相談日増	月1回	月2回	
	平成10年 4月	用語改定			
		手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者）			
		手話通訳者の委嘱（任期1年）			
		手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円）			
	平成13年 4月	手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間）			
	平成15年 4月	手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間）（区報掲載）			
	平成18年 6月	手話通訳者曜日変更第2・4火曜日			
	平成21年 4月	手話通訳者回数変更（毎週・火曜日）、専門相談事業開始			
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	108	108	108	108	108	336	345	
決算額（22年度は見込み）	99	108	108	108	99	234	345	
人件費		324	205	85	668	774		
【事務分担量】（%）		11	6	1	15	20		
合計（+）	99	432	313	193	767	1,008	345	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	99	432	313	193	767	1,008	345	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	窓口相談（件数）	29	34	48	51	49	96	100
	専門相談（時間数）						4	6

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	手話通訳者謝礼	99	手話通訳者謝礼	216	手話通訳者謝礼
委託料			専門相談	18	専門相談	120	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	窓口相談（件数）	51	49	96	16	-	22年度は6月1日現在
	専門相談（時間数）	-	-	4	2	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	窓口相談においては、火曜日が祝日の場合、振替実施ではなく中止となっている。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
火曜日が祝日に当たった場合、翌日等に振り替えて実施する	利用者の利便性の確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富樫 まり	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	障害者向け健康体操事業費 (01-14-04)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、体操を通して障がい者の健康作りを促進し、健康管理・健康維持を支援する。				
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）				
内容	<p>【概要】 体操名称：荒川ばん座位体操 [意味]一人でも多くの方（万人）が座ったままで（座位）できる体操である。 体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒に行うことができる。</p> <p>【各種講座】 ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。 リーダー育成研修 … 体操の基礎を学ぶとともに、地域で体操を広める「ばん座位体操リーダー」を育成する。 介護事業所向け講座 … ヘルパー向け介助方法等 体操教室 … 区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的実施する。</p> <p>【広報活動】 ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布する。 解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。</p>				
経過	平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼 平成19年12月 アクロスまつりでの公開発表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施 平成20年 1月 「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成 平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始 （たんぼぼセンター：毎週水曜日、アクロスあらかわ：毎週火・金曜日） 平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表 平成21年 5月 体操のPRのため、荒川区ふれあい粋・活サロンの交流会に参加 平成22年 4月 西日暮里6丁目障がい者支援施設及び義肢装具センターを拠点会場に追加				
必要性	障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。在宅生活において、健康管理は自己管理にまかされている。障がい者向けの健康増進・機能維持を目的とした事業がない。以上の問題点を体操を通じて解決することにより、障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額				3,000	1,205	1,298	961	
決算額(22年度は見込み)				2,677	958	1,034	961	
人件費				854	3,812	4,886		
【事務分担量】(%)				10	45	60		
合計(+)	0	0	0	3,531	4,770	5,920	961	
国(特定財源)								
都(特定財源)				2,676	987	1,295	480	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	855	3,783	4,625	481	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
リーダー人数				0	15	40	46	
講座参加者数(延べ)				80	227	255	260	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講演会等謝礼	636	講演会等謝礼	620	講演会等謝礼	878
	需用費	消耗品費	138	消耗品費	80	消耗品費	83
				印刷製本費	242		
	委託料			DVD複製等作成委託	92		
	役務費						
	備品購入費	備品購入費	183				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	リーダー人数	0	15	40	40	70	平成22年度は6月1日現在
	講座参加者数（延べ）	80	227	255	0	300	平成22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	職員が主体となっている拠点多いので徐々に育成を受けたリーダーが主体となって活躍できるように働きかける。 拠点会場が5カ所になり、参加者は増えてきているが広がり少ないので、PRする必要がある。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区） 同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	参加者の広がりが少ないので、ばん座位体操のPRが必要。	ふれあい粋・活サロンの交流会や各会場に参加し、ばん座位体操のピーアールすることで、ばん座位体操の参加を促すことができる。
	職員主体からリーダーが主体となって体操を行えるようにする。	随時新しいリーダーを育成するとともに、すでにリーダーとなっている方においては、リーダー連絡会を随時開催することで、リーダー同士の横のつながりをつけ積極的に会場運営に努めてもらうことができる。
	障がい者を持つ家族に対して、ばん座位体操の介助方法を伝える。	障がい者にとって身近にいる方（家族）に家族講座や各拠点会場に参加してもらい、ばんざい体操の適切な介助方法を知ってもらい継続して体操をおこなうなかで、障がい者の健康維持が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホームおよび緊急一時保護寮運営費（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大河内 裕衣	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者グループホーム及び緊急一時保護寮運営費（01-15-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	6 年度	根拠	知的障害者福祉法（障害者自立支援法）	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立障害者グループホーム条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 共同生活援助事業（グループホーム）.....企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業.....在宅の障がい者（児）を介護している人が、緊急的（疾病等）理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により一時的に介護できない時に保護することによって、障がい者（児）及び介護者の福祉の向上に資する。				
対象者等	グループホーム：居宅受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者				
内容	グループホーム＝利用定員：4人、利用期間：3年(原則) 知的障がい者で、現に就労している人に対して、共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。 自立支援法に基づく定率負担（個別減免適用）：月0円（22年6月現在）、月使用料（家賃相当）：月 0円～13,500円、食費 朝350円・昼400円・夕550円、共益費 月3,000円 緊急一時保護事業＝利用定員：2人、利用期間：1回7日以内（年間の利用限度なし）在宅の障がい者（児）を常時介護している人が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。（社会的要請例：学校行事・町会行事・連合会行事については利用可、グループ内活動は利用不可）利用には登録が必要。レスパイトは、年2回（1回につき3日以内）使用料 1日700円 食費 朝350円・昼400円・夕550円 体験入所事業＝利用定員：1人、利用期間：6泊7日、定員に空きがある期間を利用して入所し、グループホームや配置された職員にあらかじめ慣れるために実施する。 施設概要＝ピアホーム西日暮里（荒川区西日暮里2-2-6） 敷地面積：439.84㎡ 延床面積：292.24㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階（1・2階部分） 主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室				
経過	平成 6年 生活事業開始(入居は5月より) 緊急一時保護事業開始(入居は8月より) 平成 8年 体験入所事業開始(入居は7月より) 平成10年 使用料改正 平成12年 レスパイト利用開始(緊急一時保護事業内に追加) 平成15年 荒川区立障害者GH条例に改正。生活事業部分 知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業 平成18年 自立支援法の共同生活援助に移行、利用料の徴収 平成21年 常勤職員2名 3名（GH・緊急一時保護寮利用率増及び更なる利用者受入に対応するため）				
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は自立支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：東京都知的障害者育成会（平成21年度指定管理者更新H21.4～H26.3）平成18年4月指定管理者制度に移行） 職員数：常勤職員 3人(住み込み1人、通勤2人)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	13,988	13,977	14,736	14,835	16,743	25,031	24,020	
決算額（22年度は見込み）	13,951	13,730	14,736	14,835	16,741	22,530	24,020	
人件費		1,724	1,281	1,708	2,541	814		
【事務分担当】（%）		20	15	20	30	10		
合計（+）	13,951	15,454	16,017	16,543	19,282	23,344	24,020	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,883	3,605	4,088	4,947	3,494	2,569	2,245	
一般財源	12,068	11,849	11,929	11,596	15,788	20,775	21,775	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
グループホーム利用者数	4	4	4	4	3	3	3	
〃利用率	45.2%	76.5%	79.6%	41.7%	62.5%	60.4%	60.4%	
緊急一時利用者数	353	386	389	515	590	363	363	
〃利用率	48.2%	52.9%	53.1%	70.5%	80.8%	49.7%	49.7%	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
委託料	人件費		12,694	人件費	19,693	人件費	20,910
	管理費		3,268	管理費	1,819	管理費	2,615
	事業費		27	事業費	28	事業費	29
	法人事務費		537	法人事務費	466	法人事務費	466
	建物設備法定点検		84	建物設備法定点検	84		
	工事請負費			事業者繰入金	440		
備品購入費	パソコン・プリンタ		131				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	グループホーム利用率	41.7%	62.5%	60.4%	60.4%	80.0%	利用人月 / 定数 × 12月
	緊急一時保護利用率	70.5%	80.8%	49.7%	49.7%	80.0%	利用日数 / 定数 × 365日
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護事業については、固定利用者の転居等により、利用率が下がった。 ・平成24年4月に障がい者地域生活支援施設が町屋6丁目に新設されるに伴い、本ホームの存在意義を見直す必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 区 未実施 区 ）</p> <p>（区型生活寮の実施）江戸川、港、中央、北、目黒、品川、江東、足立</p> <p>（緊急一時保護事業）実施区 22区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
グループホームの存在意義、今後の方向性の検討	より効率的かつ有効な区民サービスの提供を行う。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	緊急一時保護についてニーズが高いため、円滑な事業運営に取り組む

議会議決事項	11年一定 「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」 11年三定 「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」 12年一定 「レスパイトの回数の増について」 13年一定 「空き状況の照会について」
--------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	尾久生活実習所運営事業（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	森泉 勝也	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	尾久生活実習所運営費（01-15-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	知的障害者福祉法、荒川区立知的障害者援護施設条例、同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 知的障害者通所更生施設事業：知的障害者福祉法第19条第2項の規定に基づき、知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、知的障がい者の福祉の増進を図る。 2 法外事業（荒川区身体障害者生活実習事業を含む。）：障がいの重い心身障がい者に対して、その心身の発達を促進し、社会生活能力を開発するために通所により必要な訓練を行い、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。				
対象者等	・法内 荒川区内に住所を有する18歳以上の知的障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた者 22年4月 50人（本場35人・分場15人） ・法外 荒川区内に住所を有する15歳以上の者で、障がいの程度が重い身体障がい者(22年4月 3人)				
内容	面積：本場 = 1152.41㎡、分場 = 440.48㎡ 主要設備：本場 = （実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場 = （実習室、食堂、医務室） 利用者の構成：重複障がい27人、知的のみ23人、身障のみ3人 障害程度区分6:24人、区分5:13人、区分4:14人、区分3:1人、更新中:1人 20歳台以下22人、30歳台23人、40歳台7人、60歳台1人 利用者負担：自立支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。 ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、平成22年度も継続。非課税世帯は減免あり。 食費は半額に減額（課税650円 325円、非課税230円 115円） 22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。				
経過	昭和59年 : 生活実習所「あらかわ希望の家」設立。 （運営主体は、荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与） 昭和61年 : 運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管(区の補助事業として) 平成 3年 : 旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始 平成 7年 : 荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。 平成12年 : 知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年 : 尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名とする。 平成15年 : 知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行 平成16年 7月 : 多目的ホール貸し出し有料化 平成18年 : 自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降） 平成19年 : 定員変更 本場39名 分場19名 平成21年 4月 : 障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。				
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は、重度障がい者であっても、在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置、運営を行っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託： 荒川区社会福祉協議会（18年4月～）平成21年4月更新（H21.4～H26.3）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	173,353	164,311	170,381	201,502	204,158	223,435	224,272	
決算額（22年度は見込み）	168,557	156,298	168,854	200,014	203,397	219,264	224,272	
人件費		2,586	2,562	3,416	2,795	1,629		
【事務分担量】（%）		30	30	40	33	20		
合計（+）	168,557	158,884	171,416	203,430	206,192	220,893	224,272	
国（特定財源）								
都（特定財源）				2,250	2,250	2,250	2,250	
その他（特定財源）	89,095	86,754	65,768	77,670	82,869	110,230	108,583	
一般財源	79,462	72,130	105,648	123,510	121,073	108,413	113,439	
実績推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	施設定数	51	51	51	58	58	58	58
	通所者数（年度末）	47	46	45	50	52	53	53
	利用率（通所者数/定数）	92.2%	90.2%	88.2%	86.2%	89.7%	91.4%	91.4%

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費		147,115	人件費	153,429	人件費	164,946
	管理費		31,840	管理費	37,443	管理費	39,871
	事業費		10,297	事業費	10,402	事業費	11,855
	積立金及び本部繰入金		5,601	積立金及び本部繰入金	10,391	積立金及び本部繰入金	
	使用料・賃借料	通所バスリース料	7,534	通所バスリース料	7,567	通所バスリース料	7,568
	工事費	非常照明交換工事	979				
公課費	自動車重量税	31	自動車重量税	32	自動車重量税	32	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用者定員	58	58	58	58	58	平成22年4月1日現在 (本園39名、分場19名)
	利用者数	50	50	53	53	58	平成22年6月1日現在 (本園38名、分場15名)
	利用率	86.2%	86.2%	91.4%	91.4%	100%	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開設後、15年を経過し、近年、水回りや空調等の設備の老朽化が顕著である。 ・利用者は障がい程度に応じたグループ分けがなされているが、その中でも個人の状態に合わせた個別プログラムの充実が必要。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>（生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所 （知的更生施設・法内施設 20区） 港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
修繕計画の作成・実施	利用者に対する安定的なサービス提供
個人に合わせたプログラムを行う。	訓練効果が期待できる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	本木 豊光	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費（01-15-03） 荒川生活実習所・荒川福祉作業所整備費（01-15-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	知的障害者福祉法第5条	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区知的障害者援護施設条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生活健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者の日中活動の場として、創作・作業・レクリエーション活動等を通じ、地域での自立生活を支援する。</p> <p>【荒川福祉作業所】継続した就労支援活動を行うと共に一般就労が困難な心身障がい者に、作業と設備を提供し、作業活動及び生活能力向上等の支援を通じ、地域での自立生活を援助する。</p>				
対象者等	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であって、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた方</p> <p>【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であって、作業能力を有するか又は期待できる方 原則、単独通所が可能な方で施設受給者証の交付を受けた方</p>				
内容	<p>【施設概要】 所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡ 主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフトワー、車椅子専用トイレ他</p> <p>【荒川生活実習所】 事業内容：生活介護（40名）…生活指導、創作活動等 1クラスあたり利用者6～10名で3クラス（職員は各クラス3～4名体制） 利用者負担：原則10%（定率負担）及び食費の実費 非課税世帯には減免あり。ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、食費は半額に減額。</p> <p>【荒川福祉作業所】 事業内容：就労移行支援（7名）、就労継続支援B型（48名）…作業援助、生活援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。 利用者負担：原則10%（定率負担） 非課税世帯には減免あり。ただし、18～21年度は定率負担は3%。</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設</p> <p>昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される。</p> <p>平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する。（給食の実施）</p> <p>平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託する。 （指定管理者制度に移行のための激変緩和）</p> <p>平成19年 4月 両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う。</p> <p>平成21年 4月 障害者自立支援法の法内施設に移行 荒川生活実習所：生活介護施設（定員拡大：27名 40名） 荒川福祉作業所：就労移行支援・就労継続支援B型施設（定員拡大：48名 55名）</p>				
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（平成19年4月～）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		6,836	7,050	69,305	183,843	193,227	199,354	192,033
決算額（22年度は見込み）		6,354	6,278	56,878	170,470	182,241	184,516	192,033
人件費			146,523	58,072	1,708	1,694	1,629	
【事務分担量】（%）			1,900	680	20	20	20	
合計（+）		6,354	152,801	114,950	172,178	183,935	186,145	192,033
国（特定財源）		30,470	106,410					
都（特定財源）					2,250	2,250	2,250	2,250
その他（特定財源）		41,128		103,396	108,275	114,611	141,558	137,875
一般財源		-65,244	46,391	11,554	61,653	67,074	42,337	51,908
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	荒川生活実習所利用者在籍数	24名	25名	26名	26名	25名	40名	40名
	荒川福祉作業所利用者在籍数	45名	44名	48名	48名	47名	55名	55名

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費					AED消耗品	81
	委託料	人件費	122,530	人件費	128,473	人件費	132,186
		運営費	38,808	運営費	39,012	運営費	42,065
		実習所事業費	1,832	実習所事業費	2,167	実習所事業費	2,017
		作業所事業費	1,791	作業所事業費	2,418	作業所事業費	2,272
	賃借料					不動産賃借料	3,242
	工事請負費	工事請負費	17,279	工事請負費	11,809	工事請負費	8,803
	負担金補助			都営住宅耐震診断	637	都営住宅耐震診断	1,367

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	荒川生活実習所利用者出席率（％）	87.0	89.0	87.7	90.0	93.0	21年度から定員拡大
	荒川福祉作業所利用者出席率（％）	88.0	88.0	87.2	90.0	93.0	21年度から定員拡大
	荒川福祉作業所利用者工賃（平均月額）	5,890	5,999	6,576	7,000	9,000	受注開拓に努める

（問題点・課題）	<p>荒川生活実習所 利用者の年齢差や状態の差（例：ペースト状の食形態の人等）に合うプログラムに工夫が必要である。</p> <p>荒川福祉作業所 高齢の利用者が増え、作業や行事への参加に配慮が必要となっている。（60歳以上7人うち最高69歳2人） 景気の変動により委託作業が減り、これまでのような工賃収入を上げることができない。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	個々の状態に合わせた、きめ細かいプログラムを設定する	利用者個々の生活の質の向上が図れる
	高齢の利用者に対し、生活全般の支援を視野に支援を考える	利用者が安心して地域での生活を維持できる
	区内作業所と連携し受注の分配体制を築き、また荒川福祉作業所の受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る	仕事に対する意欲の増大、ひいては就労に向けた動機づけが可能になるなど、利用者の自立支援に大きな効果が得られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害者福祉会館運営事業（整備含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実																														
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682																														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者福祉会館運営費（01-15-05）																																		
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業																															
開始年度	昭和 平成	9年度	根拠	荒川区立障害者福祉会館条例																															
終期設定	有 無	年度	法令等																																
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																	
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																																	
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていくことを目指し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る																																		
対象者等	障がい者及び区民全般																																		
内容	<p>【貸館業務】会議室等（多目的ホール、会議室）の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">使用料（円）</td> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">全日</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール（全）</td> <td style="text-align: right;">5,200</td> <td style="text-align: right;">5,200</td> <td style="text-align: right;">6,100</td> <td style="text-align: right;">16,500</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール1</td> <td style="text-align: right;">3,400</td> <td style="text-align: right;">3,400</td> <td style="text-align: right;">3,900</td> <td style="text-align: right;">10,700</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール2</td> <td style="text-align: right;">1,800</td> <td style="text-align: right;">1,800</td> <td style="text-align: right;">2,200</td> <td style="text-align: right;">5,800</td> </tr> <tr> <td>第1.2会議室</td> <td style="text-align: right;">1,300</td> <td style="text-align: right;">1,300</td> <td style="text-align: right;">1,500</td> <td style="text-align: right;">4,100</td> </tr> <tr> <td>第3会議室(和室)</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> <td style="text-align: right;">3,100</td> </tr> </table> <p>【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室・リズム体操教室</p> <p>【情報提供事業】インターネットスポットの開設、新聞・雑誌・図書などの閲覧、各種展示・啓発</p> <p>【ふれあい交流事業】俳句・スポーツ交流会、ステージ発表会</p> <p>【各種事業】アクロスまつり、障害者週間関連事業</p> <p>【施設概要】荒川区荒川2-57-8</p> <p style="margin-left: 20px;">主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 開館時間：9：00～22：00</p> <p style="margin-left: 20px;">構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階</p> <p style="margin-left: 20px;">敷地面積：771.64㎡ 延床面積：1,482.08㎡ 休館日：毎月第3火曜・年末年始(12/29～1/3)</p> <p>【障害者福祉推進団体】76団体（平成22年6月1日現在）</p>					使用料（円）	午前	午後	夜間	全日	多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500	多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700	多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800	第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100	第3会議室(和室)	1,000	1,000	1,100	3,100
使用料（円）	午前	午後	夜間	全日																															
多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500																															
多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700																															
多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800																															
第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100																															
第3会議室(和室)	1,000	1,000	1,100	3,100																															
経過	<p>平成9年8月 開設</p> <p>平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始</p> <p>平成13年1月 条例改正(使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大)</p> <p>平成14年6月 施行規則改正(荒川区公共施設予約システム稼働に伴う改正)</p> <p>平成14年8月 インターネットスポット開設</p> <p>平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置(手話放送用)設置</p> <p>平成18年4月 指定管理者制度に移行</p> <p>平成21年4月 指定管理者更新(平成21年4月1日～平成26年3月31日)</p> <p>平成21年4月 障がい者情報バリアフリー化推進事業を統合</p>																																		
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。																																		
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																																		
	指定管理委託：荒川区社会福祉協議会 職員数：常勤職員 2人 非常勤職員 3人																																		

		(単位：千円)						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	44,815	41,958	40,596	39,291	41,896	51,420	42,123
	決算額(22年度は見込み)	43,035	37,998	39,371	39,286	40,492	51,302	42,123
	人件費	/	1,724	1,281	854	847	814	/
	【事務分担量】(%)	/	20	15	10	10	10	/
	合計(+)	43,035	39,722	40,652	40,140	41,339	52,116	42,123
	国(特定財源)							
	都(特定財源)	1,078	705	812	749	930	929	934
	その他(特定財源)	1,139	1,018	957	990	555	923	1,298
一般財源	40,818	37,999	38,883	38,401	39,854	50,264	39,891	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	会議室等利用件数	3,723	3,546	3,474	3,398	3,429	3,360	3,360
	会議室等利用者総数	51,843	49,732	52,073	49,628	45,353	44,535	44,535
	会議室等利用率	71.5%	68.1%	66.7%	65.1%	65.9%	64.6%	64.6%
	施設利用者総数	73,658	72,910	71,823	66,772	60,417	50,807	50,807

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			AED消耗品	5	AED消耗品	80
	委託料	人件費	18,959	人件費	19,025	人件費	21,728
		管理費	16,390	管理費	16,119	管理費	18,443
		事業費	1,468	事業費	1,594	事業費	1,869
		法人事務費	65	本部繰入金	56		
		積立金	1,825	積立金	1,839		
				返還金	932		
	工事請負	自動ドア改修	1,785	屋上防水等改修	11,729		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	多目的ホール・会議室利用率	65.1%	65.6%	64.6%	60.8%	70.0%	利用件数/貸し出し可能コマ数 22年度は6月1日現在
	障害者福祉推進団体登録数	88団体	77団体	77団体	76団体	76団体	障害者団体等の数 22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度の館内全面禁煙化に向けて、2F喫煙室の撤去、利用者への周知をする必要がある。 ・稼働率が低い貸室の利用方法の見直しが必要である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>中央、港、新宿、文京、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、中野、台東、練馬、千代田、目黒北、品川、足立</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	禁煙化に係る2F喫煙室の仕切部分の撤去、利用者への周知	禁煙化による受動喫煙の防止
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問旨）	<p>11年一定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」</p> <p>11年三定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」</p> <p>14年一定 「機器の購入費助成、インターネット接続料補助について」</p>
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	精神障害者地域生活支援センター運営事業(アゼリア)（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	精神障害者地域生活支援センター運営費（01-15-07） 精神障害者地域生活支援センター整備費（01-15-08）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動・デイケア、訪問活動など、地域生活支援事業の拠点とする。				
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等				
内容	日常生活支援 相談活動 「憩いの場」の提供 地域交流活動 開館日・時間	夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー・デイケア 当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩みについての相談 夜間や休日も利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供 展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）			
経過	平成11年 5月 平成12年 平成13年 平成13年 平成14年 平成15年 1月 平成17年 4月 平成18年4月 平成18年10月 平成20年4月	精神保健福祉法改正に伴い精神障害者地域生活支援センターが社会復帰施設化 保健所に検討会を設け、先行施設の調査開始し、事業内容、必要施設案を策定 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定 運営方法は公設民営とし、法の趣旨に沿って、社会復帰施設の附属化をさける方向で 社会福祉法人・特定非営利法人・任意団体に委託することを決定 条例・規則・運営要綱制定 精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設 開館時間の午前9時～午後9時を午前9時～午後7時に変更 精神保健福祉ボランティア講座の受託開始 デイケア事業の一部を受託 自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センター 型」へ移行 福祉サービス事業開始			
必要性	回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：社会福祉法人トラムあらかわ 基本協定期間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	30,430	27,226	30,212	30,358	31,303	32,751	33,161	
決算額（22年度は見込み）	28,664	27,103	30,097	30,236	31,294	32,744	33,161	
人件費		3,189	6,832	2,135	2,118	2,443		
【事務分担当】（%）		37	80	25	25	30		
合計（+）	28,664	30,292	36,929	32,371	33,412	35,187	33,161	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,775	21,690	10,731	1,622	1,622	1,622	1,622	
その他（特定財源）								
一般財源	6,889	8,602	26,198	30,749	31,790	33,565	31,539	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	1日平均来館者数	21	25	27	26	29	31	35
	支援プログラムのべ参加者数	9	6	6	6	6	6	7
	1日平均相談件数(面接・電話計)	34	33	40	43	40	43	45
	新規登録者数	134	104	130	156	260	140	300

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	水道代	110	水道代	117	水道代	123
委託料	年間委託運営費	31,184	年間委託運営費	31,735	年間委託運営費	33,038	
工事請負費			非常階段さび止め	892			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	来館者数	9,014	10,126	10,848	1,687	-	22年度は6月1日現在
	支援プログラム参加者数	2,240	2,238	2,134	277	-	22年度は6月1日現在
	相談件数	14,299	13,751	15,074	2,469	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<p>来館者数・相談件数ともに増加傾向にあり、利用者の障がいも多岐にわたるようになってきたため、より専門性の高い相談支援や、訪問による個別支援計画作成等のサービスが提供できる体制を整備する必要がある。</p> <p>アゼリア（東尾久5丁目）は地域的に偏在しているため、南千住・日暮里地区の対象者が利用しにくい。そのため、精神障がい者の福祉サービスの利用を支援するための新たな機能をもつ施設を検討する。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
相談者の自宅を訪問し、障害福祉サービスの個別支援計画を作成するために、精神障がい者の相談支援センターであるアゼリアの職員体制を整備する。	在宅で生活する精神障がい者の地域生活をサポートする。
南千住か日暮里地域に地域活動支援センターの設置を検討する。	精神障がい者が、その地域で居場所として、また休日などにも日常生活上の相談ができる場所として活用できる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	精神障がい者の相談支援体制の充実を図る

議会議決要旨	<p>22年予特 「退院可能な精神障がい者の地域での居場所確保について」</p> <p>「精神障がい者地域生活支援施設の2ヶ所目の整備について」</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者施設整備事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	本木 豊光	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障がい者施設整備事業費（01-16-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠		
終期設定	有 無	24 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障がい者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	社会福祉法人 すかい				
内容	<p>1 用地概要 所在・地番 荒川区町屋六丁目1690番2 用地面積 743.86㎡ 建ぺい率 80% 容積率 300% 建設可能面積 2,231.58㎡</p> <p>2 施設概要 日中活動場所 地域活動支援センター・日中一時支援 生活場所 ケアホーム その他 相談支援・短期入所・移動支援（車両移送型）・施設入浴</p> <p>3 事業者決定 外部委員を含めた事業者選定委員会において公募事業者を選定した結果、社会福祉法人すかいを事業者とすることに決定した。</p> <p>4 開設予定 平成24年4月開設予定</p>				
経過	平成20年度	用地取得			
	平成21年度	事業者公募・選定・決定、協定締結			
	平成22年度	施設設計、計画通知、各種調整、建設工事			
	平成23～24年度	建設工事・開設			
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進する上で重要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額					332,113	5,508	26,675	
決算額（22年度は見込み）					291,000	2,278	26,675	
人件費					3,388	7,737		
【事務分担量】（%）					40	95		
合計（+）	0	0	0	0	294,388	10,015	26,675	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	294,388	10,015	26,675	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	評価委員謝礼	0	評価委員謝礼	823	
旅費			視察旅費	904	旅費	201	
需用費	委員会食糧費	0	委員会食糧費	10	食糧費	7	
委託料			土壌調査委託費	473			
公有財産購入費	用地取得費	291,000					
負担金補助					建設費補助	26,467	
使用料及び賃借料			観光バス借上げ	68			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	-	-	-	-	-	-	-
標	-	-	-	-	-	-	-
標	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	利用基準の制定 早期の開設に向けた円滑な整備、事業進捗状況の把握。 地域との交流等や協力体制の促進。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） （平成22年6月開設）台東区：障害者支援施設 浅草 ほうらい

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
・外部委員を含めた施設利用規定等検討委員会を設置し、施設利用に係る審査基準等を制定する。	事業の円滑な実施
・事業者に対して、障がい者施設建設に係る国及び都補助制度の交付申請に関する助言及び支援 ・区としての建設費等補助	事業の円滑な実施
・地域の方々との交流方法や、協力体制を確立する。	地域・事業者・区との連携による施設の整備

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らせるための施設整備に取り組む

況議 （要質 旨問 状）	21年決特 「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 鈴木 好明	課長名 内線	山形 実 2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	精神保健福祉事業費（01-17-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	41 年度	根拠 法令等	精神保健福祉法、地域保健法	
終期設定	有 無	年度	計画区分	計画	非計画
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。				
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,000人）その家族、関係者。				
内容	<p>1 予防と健康の保持増進 (1) 普及啓発：講演会年2回、精神保健福祉ボランティア講座（委託）、依頼による健康教育区報を利用した知識の普及 (2) 相 談：こころの健康相談（年48回）、思春期相談（年12回）、統合失調症家族教室 保健師による訪問指導、来所相談、電話相談（随時）</p> <p>2 医療及び保護 (1) 医療費助成：自立支援医療、小児精神障がい者入院医療費助成 (2) 保 護：警察官通報（精神保健福祉法第24条）、区長同意、移送</p> <p>3 社会復帰と自立と社会参加の促進 デイケア（委託）、社会適応訓練、精神障害者保健福祉手帳交付、精神障がい者小規模通所授産施設等支援（区内5ヶ所）、精神障がい者グループホーム支援（区内3ヶ所）</p> <p>4 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援、精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施</p>				
経過	平成11年度 精神保健福祉ボランティア講座開催。家族教室を開始 平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託 平成18年度 組織改正により保健所で行っていた当事業は障害者福祉課で実施することとなった				
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,630	2,993	2,622	2,622	2,330	2,330	2,330	
決算額（22年度は見込み）	2,630	2,751	2,131	1,865	1,988	1,967	2,330	
人件費		4,396	3,843	4,697	5,506	5,701		
【事務分担量】（%）		51	45	55	65	70		
合計（+）	2,630	7,147	5,974	6,562	7,494	7,668	2,330	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）					42	42	42	
その他（特定財源）								
一般財源	2,630	7,147	5,974	6,562	7,452	7,626	2,288	
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	区長同意・解除（人）	23	34	45	40	59	71	80
	警察官24条通報（件）	42	40	31	30	32	39	40
	相談者数（精神科医相談のみ）	258	263	135	131	96	143	150
	ホームヘルプ講座参加者実人数	13	-	20	24	31	61	70

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般賃金	精神科医師雇上げ	1,620	精神科医師雇上げ	1,593	精神科医師雇上げ
報償費	講演会講師謝礼	168	講演会講師謝礼	174	講演会講師謝礼	177	
一般需用費	用品請求・印刷物購入	51	用品請求・印刷物購入	51	用品請求・印刷物購入	58	
役務費	保険料	8	保険料	8	保険料	9	
使用料	スポーツ交流会会場	21	スポーツ交流会会場	21	スポーツ交流会会場	22	
負担金補助	家族会補助	120	家族会補助	120	家族会補助	120	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	精神科医師相談者延べ数	130	124	143	31	150	22年度は6月1日現在
	保健師による相談者延べ数	4,368	4,974	6,522	1,191	8,000	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>1 精神保健福祉法第24条通報による措置入院や、区長同意等の医療保護入院による精神障がい者の動向を把握し、病院訪問、家庭訪問等により具体的に支援することにより、社会的長期入院と入退院の繰り返しを予防する。</p> <p>2 精神障がい者は、家族や周囲の方との人間関係の影響を受けやすくストレスに対して脆弱であり、病状の変化を起こしやすい。そのため、病気の理解や接し方等の学習の場としての家族教室が重要である。</p>
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	24条通報による入院患者、区長同意等医療保護入院による入院患者の動向把握と支援を実施する。	退院後、安定した地域生活が営める。
	家族教室の充実、家族会への支援を強化する。	家族と当事者との安定した関係が築かれ、再発防止につながる。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	精神障がい者の安定した地域生活継続のために必要な事業である

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 鈴木 好明	課長名 内線	山形 実 2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	精神保健福祉連絡協議会 （01-17-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠 法令等	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	(1) 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 (2) 実務担当者レベルのネットワークとして、精神ネットワーク会議を定期的に関く。				
対象者等	(1) 協議会は、福祉部長・健康部長・保健所長・地域の精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・支援センターアゼリア所長・商店会町会連合会の推薦などで委員を構成。オブザーバーとして警察署。 (2) 精神ネットワーク会議は関係機関の実務担当者を中心に構成する。				
内容	(1) 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 精神保健福祉活動の推進に関すること 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること 自助団体、協力団体等の育成に関すること その他、協議会会長が必要と認める事項 (2) 平成21年度の協議会のテーマは「精神障がい者を地域で支えるために」 (3) 精神ネットワーク会議は、ケース検討等を通じた関係機関の学習・交流・連携の場と位置づける				
経過	平成17年度 構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正 （支援センターアゼリアの代表を委員に加える等）。 薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者のネットワーク会議として位置付ける。また、委員謝礼を廃止した。				
必要性	相談事例は、解決困難な事例が多くなり、対応が難しくなっている。関係機関のネットワークを密にし、精度の高いケアを行う。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (1) 連協の委員任期 平成20年4月～平成23年3月 年間1回の実施 (2) ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関・施設・関係機関の実務担当者の参加を呼びかけている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	68	160	173	180	173	173	173	
決算額（22年度は見込み）	48	103	123	161	130	94	173	
人件費		2,413	2,562	5,124	5,929	6,922		
【事務分担量】（%）		28	30	60	70	85		
合計（+）	48	2,516	2,685	5,285	6,059	7,016	173	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	48	2,516	2,685	5,285	6,059	7,016	173	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	連絡協議会開催(回)	1	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回)	4	4	4	4	4	4	4
	ネット会議参加者数(人)	122	75	110	114	135	133	22
	参加団体数	20	24	21	20	32	32	22

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	外部委員・講師謝礼	130	外部委員・講師謝礼 特別旅費	93 1	外部委員・講師謝礼	173

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	ネット会議参加者数（人）	114	135	133	22	150	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>相談事例はアルコール依存とうつ病、知的障がいと統合失調症を併せ持つケース、DV・家庭内暴力や思春期問題等が複雑に絡み合っている。また、精神障がい者諸施設の通所者や入所者も障がいが単一ではないため、医療機関、社会復帰施設、就労支援団体、司法関係などとの連携が求められている。そこで、区がコーディネーターとなって連携を強めていく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
さまざまな問題に対応するネットワーク構成機関メンバーによる報告や問題・課題提起	精神保健福祉に係る機関の担当者間の情報交換を行うことで連携を強化し、複雑困難事例に対する対応能力を高めることができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	多様化する事例に対応するため、関係機関のネットワークを充実させる

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	薬物・酒害対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	薬物・酒害対策事業費（01-17-03）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠法令等	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する 薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止の普及啓発を推進する。				
対象者等	相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 区関係部署と更生保護施設等関連施設、東京都薬物乱用防止指導員や小中学校との連携				
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回（各2名） 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会 年間1回/薬物予防学校教育講演会				
経過	平成 8年 4月	酒害相談（月2回）個別相談・家族教室（月2回）開始。酒害相談の中で薬物相談も実施 酒害相談関係機関連絡会（年2回）開始。			
	平成11年度	東京都の受託事業（3年間）として、薬物相談関係機関連絡協議会（年2回）を設置。			
	平成13年 2月	区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。			
	平成14年度	薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（リブ作業所）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。			
	平成15年度	薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。			
	平成17年度	薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。			
	平成18年度	薬物乱用予防教育は健康推進課に移管。			
	平成20年度	予防教育を障害者福祉課に戻す。東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。			
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の力では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬物・酒害相談：専門医に民間相談員も加えた相談とし、専門的な医療面からの支援と依存症からの回復モデルを示すことにより見通しを持った支援体制とする。関係機関との実務者レベルでの精神ネットワーク会議を活用し、相談及び支援の精度を高める。 薬物乱用防止対策事業：東京都薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携し、地域に根ざした乱用防止体制を総合的に進める。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		973	839	839	789	1,174	1,174	1,204
決算額（22年度は見込み）		938	765	835	775	1,024	1,081	1,204
人件費			4,310	4,270	854	847	1,629	
【事務分担量】（%）			50	50	10	10	20	
合計（+）		938	5,075	5,105	1,629	1,871	2,710	1,204
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		938	5,075	5,105	1,629	1,871	2,710	1,204
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	相談者延数（医師等専門相談）	72	60	61	50	40	47	48
	薬物酒害相談開催（回数）	24	24	24	24	24	23	24
	薬物乱用予防教育（実施学校数）	14	13	8	8	8	10	8

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	医師雇上・民間相談員	961	医師雇上・民間相談員	946	医師雇上・民間相談員	1,004
報償費	講演会講師謝礼他	30	講演会講師謝礼他	116	講演会講師謝礼他	166	
一般需用費	図書・その他	34	図書・その他	19	図書・その他	34	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	医師等専門相談者延べ人数	50	40	47	18	50	22年度は6月1日現在
	保健師による相談者延べ数	315	561	671	166	1,000	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	薬物・酒害にとどまらず、広がる様々な依存症に対する講演会等のニーズに応える。
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
薬物乱用予防教育の計画的実施、養護教諭との連携	より多くの児童生徒に薬物乱用防止教育を実施できる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	様々な依存症に対応するよう取り組む

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ひきこもり家族教室	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	精神保健福祉対策費（01-17-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠法令等	精神保健福祉法 地域保健法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	ひきこもり対策として、思春期ひきこもり家族教室を行うことにより、ひきこもりの長期化防止を図り、自立への方向性を確立する。				
対象者等	ひきこもり始めた段階からひきこもっている状態の概ね15歳～35歳までの人の家族				
内容	<p>【ひきこもり家族教室】 思春期ひきこもりの方の家族の対応方法など学ぶ。（講師：臨床心理士など） 周知方法は区報、チラシ、インターネット・こころの相談等による。</p> <p>【自助グループ「旅立ちの会」支援】 当会は毎月第一木曜日の夜に活動している。相談を受けた家族に会を紹介している。</p>				
経過	平成20年度 ひきこもり家族教室（年8回）、ひきこもり講演会（年1回）				
必要性	<p>1 思春期のひきこもりとは、家族にとって対応方法が難しく、家族全体の生活に影響するため、専門家からの助言は大きな支えとなる。</p> <p>2 ひきこもり事例の中には、精神疾患の初期症状はないか、また、福祉施策の対象とならなければ、地域資源が少なく、継続した支援を得にくい。</p> <p>3 荒川区のこころの相談を利用した30歳以上のケースのうち、約4分の1が思春期から不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の問題があったにもかかわらず、早期の対応に至っていない。</p>				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 講師：医師、専門家等				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		-	-	-	196	196	196	396
決算額（22年度は見込み）		-	-	-	92	229	187	396
人件費					5,124	3,388	4,072	
【事務分担量】（%）					60	40	50	
合計（+）		0	0	0	5,216	3,617	4,259	396
国（特定財源）								
都（特定財源）					46	172	163	198
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	5,170	3,445	4,096	198
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	ひきこもり家族教室のべ参加数	-	-	-	16	51	44	50

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金						個別相談
報償費	家族教室	229		家族教室	187	家族教室	196

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	家族教室のべ参加者数	16	51	44	12	70	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	ひきこもり家族教室は、ひきこもり本人が思春期から概ね35歳の年齢層を対象に早期に対応し、ひきこもりの長期化を防止する。
	（実施 7 区 未実施 区） （実施区）：品川区、目黒区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	ひきこもり本人への対応を検討する	社会参加を促す

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひきこもり対策の充実を図る

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	自殺予防対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	与儀 恵子	内線	2379
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	精神保健福祉対策費（01-17-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠法令等	精神保健福祉法 地域保健法 自殺対策基本法		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	自殺予防対策として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、自殺を予防するための全庁的な取り組みとする。				
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員				
内容	<p>1. 普及啓発活動 荒川版パンフレット・ポスター・カードの作成 ホームページにメンタルヘルスサイトを設置 区報 区民及び関係者向け講演会とうつ病セミナーの開催</p> <p>2. 研修・人材育成 ゲートキーパー(門番)研修(年1回) うつ病セミナーの実施.....うつ病を理解し、適切な対応を学ぶ。(講師：精神科医師など)</p> <p>3. 関係機関との連携 実務担当者連絡会(年1回) 窓口チェックリスト、相談マニュアルの作成に向けた情報収集など 精神保健福祉ネットワーク会議 医療・福祉・施設など精神保健福祉担当者会議のテーマとして取り組む。</p> <p>4. 相談・支援について 各相談窓口で健康問題・うつ状態・経済問題・失業などにより、自殺の恐れがある場合、適切な相談機関に繋げる。</p>				
経過	平成18年10月	自殺対策基本法成立			
	平成20年度	うつ病家族教室(年2回)			
	平成21年度	管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える会」開催			
必要性	平成18年10月、自殺対策基本法が施行、翌年に策定された自殺対策大綱では、自殺は、倒産失業、多重債務等の経済生活問題、病気や悩み、介護・看病疲れなど様々な要因と、その人の性格傾向により、次第にうつ病、アルコール依存症等に罹患し判断能力がなくなっていく追い込まれた末の死であるとしている。荒川区の自殺者数を見ると、平成8年まで30人台、平成9年から40人台平成18年からは50人台に漸増している。平成18年からの自殺者について死亡小票でみると40代から60代の無職男性の自殺数が最も多く、働き盛りの男性への取り組みが必要である。				
実施方法	(1直営)	(直営の場合	常勤	非常勤	臨時職員)
	講師：医師、専門家等				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	216	216	208	1,741	
決算額(22年度は見込み)	-	-	-	167	46	80	1,741	
人件費				427	424	407		
【事務分担量】(%)				5	5	5		
合計(+)	0	0	0	594	470	487	1,741	
国(特定財源)								
都(特定財源)				84	34	0	1,717	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	510	436	487	24	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	うつ病セミナー参加者数	-	-	-	-	-	80	100
	ゲートキーパー研修会参加数	-	-	-	-	-	-	100
	自殺対策講演会	-	-	-	-	-	69	150

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	家族教室	46	家族教室/自殺対策講演会	80	うつ病・ゲートキーパー講習会	209
	需用費					パンフレット等	718
	委託料					セルフチェックシステム	798
	賃借料					会場使用料	16

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	ゲートキーパー研修会参加者数	-	-	-	-	500	22年度は6月1日現在
	自殺対策講演会	-	-	69	-	200	22年度は6月1日現在

問題点・課題 （指標分析）	<p>自殺予防対策は全庁的な取り組みが必要であり、相談支援の充実のため、相談を受ける部署への研修等が不可欠である。</p>
	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>ゲートキーパー講習会（8区）：新宿区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、文京区、豊島区 自殺対策講演会（9区）千代田区、台東区、品川区、大田区、渋谷区、杉並区、豊島区、板橋区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	自殺予防として、相談を受ける関係機関の対応についての研修「ゲートキーパー養成研修」の実施	自殺予防につながる
	窓口における自立支援医療、手帳申請時に心の一般相談事業の周知をする	自殺予防につながる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	自殺予防対策の充実を図る

議 （要 質 問 旨 ） 状	<p>21年一定 「自死遺族のネットワーク作り及び自殺予防対策の23区での協力体制について」</p> <p>22年予特 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」</p> <p>22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」</p>
----------------------------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害者就労支援センター運営事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 新見 英信	課長名 内線	山形 実 2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	就労支援センター運営費 （01-18-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠 法令等	障害者就労支援事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し、以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ・一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ・小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）				
内容	・支援内容 就労面： 就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面： 日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H21年度（3月末現在） 登録者数 257人（身体 47人、知的 159人、精神 51人） 新規就労実績 19人（身体 4人、知的 9人、精神 6人） 継続就労者数 124人（身体 21人、知的 88人、精神 15人）				
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 1日 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月15日 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始）				
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤2名 非常勤3名 ・事務所は、荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置 名称「荒川区障害者就労支援センター」、愛称「じょぶあらかわ」				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	15,164	16,597	16,821	17,481	19,053	20,402	19,852	
決算額（22年度は見込み）	15,164	16,597	16,821	17,481	19,052	20,402	19,852	
人件費		431	1,708	854	847	1,181		
【事務分担量】（%）		5	20	10	10	25		
合計（+）	15,164	17,028	18,529	18,335	19,899	21,583	19,852	
国（特定財源）								
都（特定財源）	7,582	8,298	7,798					
その他（特定財源）								
一般財源	7,582	8,730	10,731	18,335	19,899	21,583	19,852	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	登録者数	105	128	150	184	231	257	262
	新規就職者数	35	33	34	29	27	19	25

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	19,052	20,402	事業費・事務費・管理費	20,402	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
登録者数		184	231	257	262	230	平成22年度は6月1日現在
新規就職者数		29	27	19	16	40	"
就労継続者数		96	115	124	135	150	"

（問題点・分析）	<p>現在の「じょぶあらかわ」登録者の中には、すぐに一般就労が可能な者がほとんどいない状況にあり、相談等の前提となる訓練の場の確保が必要である。</p> <p>特別支援学校では、卒業後一般就労を勧める傾向にあるが、その一方で職場不適應等により離職する若年障がい者も多く、職場への定着の支援が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 杉並 1 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	授産施設・作業所等で働いている障がい者に対し、施設指導員やハローワーク足立、じょぶ・あらかわと連携を取り、ハローワーク足立で実施している実習を活用して、一般就労に結び付ける就労訓練を強化する	福祉作業所の工賃から、一般就労の給与により、収入の増、生活の安定が図れる
	特別支援学校卒業後における障がい者の状況等を把握するため、特別支援学校とじょぶ・あらかわの連携を強化する	就職後における職場定着支援により、継続した就労ができる
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	障がい者の就労に向けて継続的に取り組む

況議（要質問状）	14年二定 「当事者意見の聴取について」
----------	----------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者雇用支援事業費（01-18-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障がい者就労促進事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	<p>就労を希望する障がい者に清掃業務訓練又は施設受付訓練を実施し、障がい者の就労を支援する。就労した障がい者に対してジョブコーチ（支援職員）を配置し、障がい者の職場定着を支援する。他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用において必要な職場整備等の環境整備を行った際に、その費用の一部を補助し、障がい者の民間企業等への雇用を促進する。</p> <p>区内の特例子会社に対し、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。</p>				
対象者等	障がい者を雇用している法人等 区内の特例子会社				
内容	<p>障がい者就労訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 清掃訓練又は施設受付訓練 ・期間 1日2～4時間、3ヵ月まで ジョブコーチ派遣 区が認めた障がい者を雇用する企業に対し、最長3年間ジョブコーチを派遣する。 障がい者雇用促進補助 ・補助対象経費 店舗・工場用の賃貸等の経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等 ・補助率 1/2 ・補助金上限額 障がい者雇用（新規）一人あたり ... 年額150,000円 <li style="padding-left: 20px;">障がい者雇用（継続）一人あたり ... 年額100,000円 <p>特例子会社支援</p> <p>区内の特例子会社に対し、手話等専門的な技能や知識を必要とした場合、手話通訳者等を派遣する。</p>				
経過	<p>平成18年7月 障がい者雇用促進事業開始</p> <p>平成21年3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設</p> <p>平成22年4月 障がい者就労促進事業開始</p>				
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入の確保するために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【補助金交付・特例子会社支援】直営</p> <p>【就労訓練・ジョブコーチ派遣】特定非営利活動法人荒川区心身障害者事業団</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額			3,299	9,430	201,889	2,804	13,065	
決算額（22年度は見込み）			156	8,370	182,804	2,254	13,065	
人件費			854	2,562	4,235	4,032		
【事務分担当】（%）			10	30	50	60		
合計（+）	0	0	1,010	10,932	187,039	6,286	13,065	
国（特定財源）								
都（特定財源）				972	44,130	1,402	6,332	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	1,010	9,960	142,909	4,884	6,733	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	手話通訳者派遣				2回	7回	1回	3回
	補助対象事業者				1法人	1法人	1法人	1法人

20年度の都補助は、旧西日暮里ひろば館4階部分にかかる補助である

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品	164				
	役務費	賃料鑑定	294				
	委託料	手話通訳派遣	62	手話通訳派遣	4	手話通訳派遣 訓練等委託	115 8,750
	工事請負費	改修工事費	179,985				
	備品購入費					管理用備品	400
	負担金補助及び交付金	雇用支援補助	2,300	雇用支援補助	2,250	雇用支援補助 負担金	1,800 2,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	訓練受講者数			7名	13名	15名	22年度は6月1日現在
	補助金算定対象障がい数	19人	21人	22人	14人	14人	22年度から補助対象が2団体から1団体になった。
	特例子会社数	1社	1社	1社	1社	1社	

（問題点・課題分析）	・ 訓練終了後の障がい者の就労の場を確保していく必要がある。
他区の実況	（ 実施 0 区 未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
就労訓練の受講者数を増加させる。	障がい者が就労に必要なスキルを身につけることができる。
就労訓練修了者の就労場所を確保する。	障がい者が就労訓練により習得した技能等を生かした職場で就労できる。
特例子会社への支援を継続し、協力関係を築く。	障がい者の就労先を確保し、一般就労を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	明山 ゆう子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助 (01-18-03)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区障害者小規模通所授産施設等就労促進支援事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	区内の小規模通所授産施設や心身障がい者（児）通所訓練施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため専門指導員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助し、施設から一般就労への移行の円滑化を図る。				
対象者等	区内の小規模通所授産施設、心身障害者（児）通所訓練施設及び共同作業所（計9箇所）				
内容	<p>【事業内容】 区内の小規模通所授産施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため、専門相談員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助する。</p> <p>【補助】 ・補助率 1 / 2 ・補助上限 1施設あたり1,000,000円 / 年</p> <p>【補助内容】 専門指導員の配置 ... 一般就労に向けた専門指導員配置に係る人件費 施設整備 ... 訓練・作業のために要する施設整備や備品整備の費用</p> <p>【補助期間】 毎年就労状況を確認し、補助対象を選定する。 区内の小規模通所授産施設等が障害者自立支援法上の新体系に移行した際には、事業を終了する。</p>				
経過	平成18年7月 事業開始 平成23年3月 事業終了予定				
必要性	通所者が作業所等において就労に向けた訓練をすることは、障がい者の一般就労を促進する上で必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 補助対象の審査・決定				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額			6,080	6,080	2,000	1,000	1,000	
決算額（22年度は見込み）			468	0	907	850	1,000	
人件費			854	427	424	122		
【事務分担量】（%）			10	5	5	5		
合計（+）	0	0	1,322	427	1,331	972	1,000	
国（特定財源）								
都（特定財源）			234		500	500	500	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	1,088	427	831	472	500	
実績の推移								
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	補助施設			1	0	1	1	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	就労促進補助	907	就労促進補助	850	就労促進補助	1,000
補助及び 交付金							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
補助施設数		0	1	1	1	-	補助施設実績 (22年度は6月1日現在)
就労移行人数		0	1	1	0	-	福祉的就労から一般就労した利用者数 (22年度は6月1日現在)
-	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	18年二定 「障がい者就労の支援策等の方向性・内容について」
----------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	(仮称)障がい者就労支援施設	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	(仮称)障がい者就労支援施設 (01-18-04)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 21 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	旧真土小学校内にある障がい者の福祉作業所の移転先を確保するため、旧町屋三丁目ひろば館跡地に(仮称)障がい者就労支援施設を整備することで、障害者自立支援法の施設への移行を促進するとともに、福祉作業所の安定的な運営と施設内容の充実を図る。				
対象者等	【移転する福祉作業所】 まごころ作業所(視覚障がい)、第三あさがお・第四あさがお(知的障がい)				
内容	<p>【建設地】 所在・地番 荒川区町屋三丁目28番2号 敷地面積 約552㎡</p> <p>【施設の構造等】 構造・規模 鉄骨造地上3階建て 延床面積 約900㎡ 施設内容 作業室、事務室、談話室、相談室、パソコン室等</p> <p>【移転後の運営】 ・まごころ作業所は、利用者を視覚以外の身体障がい者にも拡大し、受注作業を拡大する。 ・第三あさがお及び第四あさがおは、自立支援法に基づく新体系の福祉施設へ移行し、安定した事業運営を図っていく。</p>				
経過	平成21年10月~12月	旧ひろば館解体工事			
	平成22年1月~6月	設計、計画通知等			
	平成22年7月~12月	建設工事			
	平成23年1月	施設開設			
必要性	福祉作業所の安定的な運営及び障害者自立支援法内施設への移行促進のため、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額						14,900	146,013	
決算額(22年度は見込み)						14,900	146,013	
人件費					1,271	3,379		
【事務分担量】(%)					15	45		
合計(+)	0	0	0	0	1,271	18,279	146,013	
国(特定財源)								
都(特定財源)							60,000	
その他(特定財源)							84,000	
一般財源	0	0	0	0	1,271	18,279	2,013	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費					光熱水費	711
	工事請負費			解体工事	14,900	初度調弁	275
	備品購入費					建設工事	144,900
						初度調弁	127

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	旧真土小利用施設	-	5	4	1	0	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>地域住民の施設建設に対する理解を得ることが必要である。</p> <p>施設利用者が新しい施設になじむのに時間がかかる。</p> <p>まごころ作業所の今後のあり方と区の支援について検討が必要である。</p>
	<p>（実施 区 未実施 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
町会や近隣住民、学校関係者等への説明を丁寧に行い、理解と協力を求めていく。	障がい者に対する理解が進み、地域で障がい者を支える社会が実現する。
施設利用者が慣れるまではガイドヘルパーや保護者が送り迎えをする等の支援を行う。	施設利用者がなるべく円滑に新しい施設に移行できる。
まごころ作業所の利用対象者と事業の拡大について、施設と協議しながら、支援内容を検討していく。	視覚以外の身体障がい者が利用できる福祉作業所を作ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	福祉的就労の場を確保する

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	作業所等経営ネットワーク支援事業（01-18-05）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。				
対象者等	区内福祉作業所（13カ所） 内訳：知的7カ所・精神5カ所・身体1カ所				
内容	<p>【概要】 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所に仕事を発注する企業等の開拓 ・自主製品の開発及び販路の拡大 ・作業所経営ネットワーク支援会議の開催 ・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 ・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布 ・ホームページ作成・運営 				
経過	平成21年度 事業開始				
必要性	障がい者の就労支援のため、必要性が高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額						5,609	5,118
	決算額（22年度は見込み）						5,070	5,118
	人件費					424	6,071	
	【事務分担量】（%）					5	225	
	合計（+）	0	0	0	0	424	11,141	5,118
	国（特定財源）							
都（特定財源）						5,070	5,118	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	424	6,071	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	一人当たり工賃月額	-	-	-	-	9,750	9,905	12,600

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬			非常勤2名	4,404	非常勤2名	4,404
	共済費				544		577
	旅費			発注企業開拓	123	発注企業開拓	168
	需用費			消耗品等	0	消耗品等	39
	役務費			PC関係ソフト	0		
	委託料			PC設定	0		
	備品購入費			PC一式	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	1人当たり工賃	-	9,750	9,905	12,600	19,000	区内作業所の平均月額工賃
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>不況の影響等もあり、各作業所が受注する作業は減少傾向にあるが、作業所は受注活動を行うノウハウと人手が不足している現状にある。</p> <p>各作業所が、消費者ニーズにあった自主製品を独自に開発、生産することが難しい。</p>
他区の実況	<p>（実施 10 区 未実施 12 区）</p> <p>台東区・墨田区・品川区・目黒区・世田谷区・杉並区・豊島区・北区・足立区・葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	<p>区が荒川区内外の企業等を訪問する等して、作業所の仕事を獲得し、各作業所に配分する。</p>
	<p>区が作業所と共同で市場分析等を行い、魅力ある商品開発と販路の拡大を目指す。</p>
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区内の作業所利用者の工賃増収を図る

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	石黒 清子	内線	2685
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者地域自立支援協議会運営事業費（01-19-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を協議する場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。				
対象者等	すべての区民				
内容	【基本的な考え】 障がい者等、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。				
	【協議会協議事項】 相談機関のあり方、連絡調整 障がい者計画の進捗状況及び評価 事業者、団体、関係機関のネットワーク化 困難事例への対応のあり方の協議、調整 障がい者サービスの基盤整備の検討 就労支援の促進				
	【協議会メンバー】 学識経験者 障がい者団体代表 相談機関職員 就労支援機関 社会福祉協議会（権利擁護担当者） 特別支援学校教諭 障がいサービス事業者 行政担当者（保健師を含む）				
	【会議】 会議は全大会と分科会に分け、全体会は年2回程度、分科会は年4回程度必要に応じ開催する。（分科会は困難事例及びサービス調整等の会議とする。）				
経過	平成20年度 障害福祉計画策定委員会で、自立支援協議会について提案する。 平成22年度 地域自立支援協議会設置（予定）				
必要性	市町村や相談支援事業者のみでは解決が難しい課題を、地域全体で検討することにより改善・解決につなげ、障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 事務局の提案により、協議会会長が会を開催する。分科会は、事務局提案により分科会会長が開催する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額					403	403	409	
決算額（22年度は見込み）					0	0	409	
人件費					424	1,629		
【事務分担量】（%）					5	20		
合計（+）	0	0	0	0	424	1,629	409	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	424	1,629	409	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	委員謝礼	0	委員謝礼	0	委員謝礼
需用費	食料費	0	食料費	0	食料費	5	
委託料	介助者委託	0	介助者委託	0	介助者委託	20	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>自立支援協議会の必要性・役割について、関係各機関の理解を得ながら連携して行っていく。基幹となる相談事業者が区内にはないため、障害者福祉課が当面事務局を担当し、会を運営していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>未実施：渋谷区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
分科会開催を月1回程度実施、困難事例、サービス提供体制のあり方等を検討する	分科会の開催を通じ、協議会の役割を理解し、その機能を定着させる
区内基幹的相談事業者についての検討を行う	協議会は、本来相談事業者のバックアップ的役割を持つものであり、相談事業者の指定が必要となる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	関係機関等との連携を図り、事業の円滑な運営に取り組む

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者プラン策定事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障がい者計画策定事業費				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	16 年度	根拠法令等	障害者基本法第7条の2第3号	
終期設定	有 無	年度		「市町村の障害者計画策定に関する指針について」 障害者自立支援法第88条	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	平成19年3月に、荒川区障がい者プランに包括されて策定された第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度）について、国の指針に基づき第1期障害福祉計画で定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、平成21年3月に第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）を策定した。平成23年度に障がい者プランを改定する予定である。				
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成22年5月31日現在対象者全数 9,640人 （身体障害者7,661人 知的障害者942人 精神障害者1,037人）				
内容	平成23年度の障がい者プラン改定に向けて、平成22年度に実態調査を行う。				
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プランを策定する 平成12年4月1日 障がい者プラン実施 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成18年7月 障害者プラン策定委員会設置要綱制定 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プランを策定する 平成19年4月 障がい者プラン実施 平成20年6月 障害福祉計画策定委員会設置要綱制定 平成21年3月 第2期障害福祉計画を策定				
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	3,393	614	1,377	0	1,213	0	4,116
	決算額（22年度は見込み）	2,663	0	722	0	743	0	4,116
	人件費		862	5,551	0	3,388	407	
	【事務分担量】（%）		10	65	0	40	5	
	合計（+）	2,663	862	6,273	0	4,131	407	4,116
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
	一般財源	2,663	862	6,273	0	4,131	407	4,116
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	障害者実態調査対象者数	9,140				1,671		
	（20年度は障がい者意向調査対象者数）							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	委員報償費	532			
食料費	賄い購入（お茶）	8					
役務費	郵送料	183					
委託料	介助員派遣業務委託	20			調査委託	4,116	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	推進	23年度中に次期障がい者プランの策定を行う

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	重度知的障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	重度知的障害者グループホーム費（01-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	荒川区法人立重度知的障害者グループホーム「東日暮里ハイツ」運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度知的障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度知的障がい者グループホームである東日暮里ハイツの設置、運営を支援する。				
対象者等	荒川区の重度の知的障がい者が共同生活を営む場である「東日暮里ハイツ」を運営する社会福祉法人				
内容	<p>【重度グループホーム】（東日暮里ハイツ 東日暮里3-23-3） 社会福祉法人東京都知的障害者育成会が重度知的障がい者の生活の場として、東日暮里ハイツを荒川区内に開設した。荒川区は開設経費及び運営費の一部の補助を行う。運営費補助は、世話人の通年確保及び同性での身体介護を実現するため、非常勤1名を追加配置する。 平成18年10月から、東日暮里ハイツは、障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）及び共同生活援助（グループホーム）の複合施設に移行</p> <p>補助基準 開設経費：施設整備費（都補助率7/8）及び開設準備費（都補助率3/4）の設置者負担分 運営費：2,023,000円（168,600円×12ヶ月分、千円未満切捨）</p> <p>利用者負担 家賃・食費・共益（光熱水）費等についての実費及び自立支援法に基づく利用者負担</p> <p>定員 6名（現状：自立支援法の障害程度区分2以上5人、区分2未満1名）</p> <p>職員数 常勤：サービス管理責任者1名、生活支援員1名、指導員1名 非常勤：世話人2名</p>				
経過	平成14年1月	法人・区	物件の検索及び検証		
	平成14年10月	区	入所者の募集 入所者の決定		
	平成14年12月	法人	開設		
	平成15年3月		補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円）		
	平成18年10月		障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行		
	平成22年4月		利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる）		
必要性	重度知的障がい者の地域での自立生活を支援するために、東日暮里ハイツの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 設置者である（福）東京都知的障害者育成会に非常勤人件費1名相当額を補助				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,039	2,024	2,024	2,024	2,056	2,023	2,023	
決算額（22年度は見込み）	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	
人件費		862	427	256	424	407		
【事務分担量】（%）		10	5	3	5	5		
合計（+）	2,023	2,885	2,450	2,279	2,447	2,430	2,023	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	2,023	2,885	2,450	2,279	2,447	2,430	2,023	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	重度障害者利用者数	4	4	4				
	中軽度障害者利用者数	2	2	2				
	共同生活介護利用者数			5	5	5	5	5
	共同生活援助利用者数			1	1	1	1	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	2,023	運営費補助	2,023	運営費補助	2,023

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	利用者数（延べ数）	72	72	72	72	-	各月利用者数×12月
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	施設の改修や定員・職員数の変更等の予定について検討する必要がある。
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区） 葛飾区、江東区、千代田区、墨田区、目黒区、渋谷区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	オーナーや事業者の運営方針について確認する	今後の運営方針を確認することによって、区の補助を適切に行うことができる
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要質問）況	13年一定 「重度知的障がい者グループホームの早期開設について」
---------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	重度身体障害者グループホーム費（01-20-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対して、運営を支援する。				
対象者等	以下の全ての要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人 身体障害者手帳の等級が2級以上の者で 区内在住の者、 18歳以上の者、 入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、 常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者				
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助（おぐのあかり 西尾久5 - 15 - 15） 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 1 施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1 施設あたり年額14,638千円運営費補助 居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する） 5人×24,000円×12月＝1,440,000円（年額）				
経過	平成17年12月	施設予定地を決定			
	平成18年1月	東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請			
	平成18年4月	許可内示決定			
	平成18年6月	建設着工 平成18年12月 竣工			
	平成19年1月	事業開始			
必要性	重度身体障がい者の地域での自立生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	8,575	13,281	7,332	16,104	16,078	16,078	16,078	
決算額（22年度は見込み）	0	0	3,995	16,078	16,078	16,078	16,078	
人件費		862	427	854	424	407		
【事務分担量】（%）		10	5	10	5	5		
合計（+）	0	862	4,422	16,932	16,502	16,485	16,078	
国（特定財源）								
都（特定財源）			1,829					
その他（特定財源）								
一般財源	0	862	2,593	16,932	16,502	16,485	16,078	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入居者数			5	5	5	5	5
	居室維持管理費補助対象者数			5	5	5	5	5

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補	事業運営費	14,638	事業運営費	14,638	事業運営費
助及び交	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440	
付金							

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	入居者延べ数	60	60	60	60	-	各月の入居者数×実施月数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	障害者自立支援法の改正により、身体障がい者が共同生活援助・共同生活介護サービスの対象となったため、事業の運営方法について検討が必要である。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 10 区 未実施 12 区）</p> <p style="text-align: center;">... 1施設あたりの年額補助 ...居室維持管理費補助</p> <p>新宿区：計2カ所 10人（社福法人立） 10人（社福法人立）</p> <p>台東区：計2カ所 7人（社福法人立） 4人（NPO法人立）</p> <p>目黒区：1カ所 7人（社福法人立） 世田谷区：1カ所 5人（NPO法人立）</p> <p>中野区：1カ所 5人（社福法人立） 杉並区：1カ所 4人（NPO法人立）</p> <p>北区：1カ所 4人（NPO法人立） 板橋区：1カ所 6人（NPO法人立）</p> <p>足立区：1所 5人（区立民営） 江戸川区：1カ所 5人（NPO法人立）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	法改正に係る事業者の運営方法の調整	適切な運営方法で重度身体障がい者の地域での生活を促進できる
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉のまちづくり・鉄道駅エレベーター等整備支援事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 大口 翔平	課長名 内線	山形 実 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	鉄道駅エレベーター等整備支援事業費（06-05-77）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東京都福祉のまちづくり条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	1 建築物のバリアフリー化：高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改築の際、助言指導を行い、整備基準に適合させる。 2 移動、交通のバリアフリー化：バリアフリー新法に基づき、鉄道業者が行う鉄道駅のエレベーター設置等垂直移動手段確保の事業に補助を行う。				
対象者等	1 推進事務：一般都市施設を所有し又は管理する者（施設所有者等） 2 駅エレベーター整備補助：国土交通省が実施する交通施設バリアフリー化設備整備費補助要綱等に基づき、エレベーター等を設置する鉄道事業者				
内容	1 推進事務：施設所有者等の届出を受け助言指導し、整備基準に適合している場合、適合証交付。 (1) 特定施設の新設・改修の届出を受け、指導・助言する。 (2) 整備基準適合証の交付申請に応じ、適合証を交付する。 2 駅エレベーター整備補助：鉄道駅にエレベーターや誰でもトイレを設置する鉄道事業者に対し、国土交通省とともに工事費の補助を行う。 費用負担割合：鉄道事業者1/3以上、国1/3（ただし乗降客10万人以上の駅は対象外。）区市町村1/3（ただし都が1/2補助するため実質1/6） 参考 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）平成18年6月成立・施行、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、旅客施設等と建築物のシームレスな整備を行う。				
経過	H7年 3月 東京都福祉のまちづくり条例制定 H8年 9月 整備基準制定（条例全面施行） H13年 2月 京成町屋駅にエスカレーター設置補助 H14年度から3カ年 東京都福祉のまちづくり地域支援事業を実施（歩道整備など行う。H17.3終了） H16年 2月 京成新三河島駅にエレベーター設置補助 H18年 6月 JR東日本・西日暮里駅エレベーターの設置補助 H20年 6月 京成町屋駅にエレベーター設置・だれでもトイレ設置補助 H21年 2月 京成町屋駅エレベーター等共用開始 H22年度 JR東日本・三河島駅にエレベーター設置・だれでもトイレ設置補助				
必要性	障がい者や高齢者をはじめ、すべての区民が、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまちを実現する。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 推進事務：都市整備部建築課で実施、都特例交付金の受入事務のみ障害者福祉課 2 駅エレベーター整備補助：障害者福祉課にて事業者への補助及び都補助金の受入事務を行う				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	0	0	55,000	0	26,120	0	74,000	
決算額（22年度は見込み）	0	0	55,000	0	25,920	0	74,000	
人件費		431	854	342	424	407		
【事務分担量】（%）		5	10	4	5	5		
合計（+）	0	431	55,854	342	26,344	407	74,000	
国（特定財源）								
都（特定財源）	27,581	89	27,675	94	13,152	64	37,000	
その他（特定財源）								
一般財源	-27,581	342	28,179	248	13,192	343	37,000	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
整備基準適合証交付件数	3	2	5	2	8	2	3	
特定施設届出・指導助言件数	17	9	13	10	3	4	3	
エレベーター等整備実績（台数）	0	0	2	0	1	0	1	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	エレベーター整備	25,920				エレベーター整備
	補助					補助	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	区内地上鉄道駅数 (含む都電)	21駅	25駅	25駅	25駅	25駅	19年度日舎線4駅開業
	国土交通省のらくらくお出かけ度ランクが の鉄道駅	19駅	24駅	24駅	25駅	25駅	とは改札内外に段差がない場合
	区内鉄道駅の整備状況	90.5%	96.0%	96.0%	100.0%	100.0%	/ の比率

（問題点・課題）	<p>区の補助対象分については、整備が完了した。地下鉄道駅については、都道府県事業であり、未整備の部分が残っているためバリアフリー化の要望をしていく。</p>
他区の実況	<p>（実施 21 区 未実施 2 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自まちづくり条例制定 2区（実施 世田谷、練馬） ・独自まちづくり整備要綱策定 19区（未実施 中央、足立、江戸川） ・共同住宅等に横だし・上乗せ規定し事前協議・届出

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	多数の人が利用する駅において、障がい者のみならずエレベーター整備は必要である

議（要質問状）	<p>22年予特 「JR三河島駅の下りエスカレーターの設置について」</p>
---------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	榎本 誠一	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	相談事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	身体障害者福祉法31条2	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内在住の障がい児者等の福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の社会参加を支援する。また、障がい者に対する理解について地域の人たちへ啓発活動を行う。				
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者				
内容	<p>【相談】 一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助する。 健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。 心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。 障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区保育扶助要綱第24条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】 高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。（H22.6時点で3サークル）</p> <p>【地域啓発事業】 施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>				
経過	昭和48年 6月 事業開始 平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。 平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。 平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。				
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1. 相談は福祉職と看護師で対応する。 2. 各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	9,151	9,200	9,331	2,359	4,948	5,519	5,525	
決算額（22年度は見込み）	8,669	8,441	9,233	2,301	4,824	5,357	5,525	
人件費		11,636	11,102	11,102	11,102	29,028		
【事務分担量】（%）		135	130	130	130	791		
合計（+）	8,669	20,077	20,335	13,403	15,926	34,385	5,525	
国（特定財源）				4,525	3,212	506	506	
都（特定財源）				2,262	1,612	253	253	
その他（特定財源）								
一般財源	8,669	20,077	20,335	6,616	11,102	33,626	4,766	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	一般相談及び医学相談	253	246	236	203	220	229	229
	各サークル活動実施状況	126	120	65	65	55	66	66

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤看護師	4,269	非常勤看護師	4,269	非常勤看護師	4,269
賃金	社会保険料	274	社会保険料	286	社会保険料	274	
一般賃金	看護師	109	看護師	589	看護師	720	
需用費	消耗品	172	消耗品	212	消耗品等	256	
旅費			食料費	1	非常勤職員（旅費）	6	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	一般相談及び医学相談	203	220	229	48	250	22年度は6月1日現在
	心理相談	113	167	197	37	250	22年度は6月1日現在
	各サークル活動回数	65	55	66	8	100	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	・生活全般にわたる「不安の解消」を図る支援を目指すため、利用者個々の状況にあった関係機関との連携を深めることが課題である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	生活の質の充実を目指し、サークル支援や情報提供を図ることで、社会参加のメニューを増やす。	外出の機会を増やすこと、仲間を増やすこと等により、地域生活の充実を図り、再発等による機能低下を予防する。
	利用者にそった関係機関との連絡会を企画していく。	利用者の状況にそったより具体的な支援をすることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障害者自立支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	織畑 之江	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	機能訓練事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	障害者自立支援法第77条	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター 型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と社会生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。 				
内容	<p>地域活動支援センター 型事業 肢体不自由児者、聴覚障がい者、言語障がい者、視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施。身体、言語、視覚の機能訓練は定員5名、グループワークは定員10名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体の機能訓練 金 午後 1コース/週 ・言語の機能訓練 月・水 午後 2コース/週 ・視覚の機能訓練 火・木 午前・午後 4コース/週 ・グループワーク 月・水・金 午前 <p>（高次脳機能障がいおよび中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムの実施） 健康増進法に基づく事業 ・リハビリ講習会 1コース 10回 定員各コース20名 年間3コースを実施</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係訓練部門として発足。 平成12年 4月 介護保険制度の実施に伴い、機能訓練利用については介護保険サービスを優先とした。 平成15年 4月 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。 平成17年 1月 若年中途障害者対象にグループワークを開始。 平成18年 4月 身体障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。（利用者負担額を3%に軽減） 平成18年10月 身体障がい者向けリハビリを障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。（利用者負担額をなしとする） 平成20年 4月 老人保健法が改正され、健康増進法に改められる。（補助方式が間接補助に変更） 平成20年 4月 送迎用リフト付車両による送迎開始</p>				
必要性	障がいの軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 機能訓練については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚訓練指導員が対応 グループワークにおける生活訓練は、社会福祉士が対応している。 リハビリ講習会は作業療法士が担当している。				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	3,265	3,262	3,266	3,284	6,336	6,357	6,310	
決算額（22年度は見込み）	2,885	3,096	3,078	3,109	5,600	6,082	6,310	
人件費		8,188	7,686	7,076	7,076	10,100		
【事務分担量】（%）		95	90	90	90	180		
合計（+）	2,885	11,284	10,764	10,185	12,676	16,182	6,310	
国（特定財源）	193	193	193	4,356	2,826	1,008	1,008	
都（特定財源）	187	195	195	2,277	2,775	2,536	2,536	
その他（特定財源）	309	333	161		250			
一般財源	2,196	10,563	10,215	3,552	6,825	12,638	2,766	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
延べ利用者数	1,099	1,052	1,156	1,462	1,919	1,726	2,090	
在籍人数	82	57	73	95	108	94	97	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報酬等	非常勤職員報酬等	2,867	非常勤職員報酬等	2,889	非常勤職員報酬等	3,013
	報償費	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540
	需用費	消耗品費等	81	消耗品費等	173	消耗品費等	248
	旅費	旅費	4	旅費	5	旅費	9
	委託料	送迎用タクシー雇上	2,108	送迎用タクシー雇上	2,475	送迎用タクシー雇上	2,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	延べ利用者数	1,462	1,919	1,726	295	2,810	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<p>高次脳機能障がいおよび中途障がい者の機能の維持・改善や社会参加を促進するために、個々の障がいの特性や生活背景などに沿った支援を進める。</p>
他区の実況	<p>（実施 20 区 未実施 2 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>グループワーク（高次脳機能障がい及び中途障がい者の社会参加プログラム）に、個々の障がいの状況に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚訓練指導員、心理職がかかわり、チームアプローチを進める。</p>	<p>障がい受容や機能の改善・維持に、よりきめ細かく働きかけることにより、意欲の向上や安定した生活が可能になっていく。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	高次脳機能障がい等新たな障がいへの対策の充実を図る

議（要旨）	<p>21年決特 高次脳機能障がい者に対する支援について 21年四定 高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について</p>
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	児童デイサービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	多田 理子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	児童デイサービス事業費（01-02-03）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）			建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	障害者自立支援法第5条第7項		
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例		
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]				
目的	運動発達や精神発達の遅れ等、障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その身体及び精神の状況並びに養育環境に応じた適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力の向上・基本的な生活習慣の取得・集団生活への適応等を支援する。					
対象者等	原則、荒川区内に住む発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童デイサービス（個別訓練）：0才～学齡児 ・児童デイサービス：0才～就学前					
内容	児童デイサービス 母子療育 母子分離療育 保育園児等の療育 訓練療育 セラピープログラム 家族支援	定員 午前：20名 午後：20名 発達に問題を抱えた1・2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 発達に問題を抱えた3～5才児に対して、発達段階に合わせた小集団での支援を行う。 保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対して、講師による専門的な療法を行う。 家族に対して、交流会や学習会を企画する。				
経過	昭和48年6月 平成15年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成22年4月	心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 利用者負担額を無料とする。 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齡児の相談事業を充実。				
必要性	障がいを持った人に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、障がい児を抱えた家族へのさまざまなサポートも必要である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 通所により、福祉・臨床発達心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、個別プログラムに基づき療育活動を実施。また、保健所、保育園、幼稚園、教育センター、特別支援教育機関との連携により、支援している。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,112	2,090	2,086	2,086	2,194	2,184	2,645	
決算額（22年度は見込み）	1,862	1,501	1,375	1,365	1,470	1,417	2,645	
人件費		70,245	64,904	74,297	81,666	81,523		
【事務分担量】（%）		915	860	920	1,014	964		
合計（+）	1,862	71,746	66,279	75,662	83,136	82,940	2,645	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	15,262	13,540	14,720	15,257	15,990	16,752	16,752	
一般財源	-13,400	58,206	51,559	60,405	67,146	66,188	-14,107	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	年間延べ利用者数	4,053	3,634	3,574	3,122	3,451	3,839	3,900
	在籍人数	116	116	119	105	108	114	120

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	指導業務臨時職員雇	605	指導業務臨時職員雇	0	指導業務臨時職員雇	605
	報償費	講師謝礼	918	講師謝礼	918	講師謝礼	1,264
	需用費	賄費等	432	賄費等	335	賄費等	471
	役務費	ピアノ調律	38	ピアノ調律	0	ピアノ調律	26
	使用料	プール使用料等	201	プール使用料等	164	プール使用料等	201
	備品購入費					パンフレットスタンド	78

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	年間延べ利用者数	3,122	3,451	3,839	533	4,000	22年度は6月1日現在
	児童相談（学齢児）	72 (2)	93(0)	85(0)	18(2)	100(20)	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>利用児の低年齢化、障がいの多様化、保育園・幼稚園併用児の増加が顕著である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの特性に応じた、より個別的な支援が必要になっている。 ・ 就労のため、土日の通所を求める声がある。 ・ 就学後の療育を求める声が多い。
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 民営7箇所、法外3箇所

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
発達障がい児支援の動向に留意しながら、より専門性の高い療育を構築する。23年度は、高機能自閉症やADHDに特化した小グループでの支援を実施する。	障害の特性に応じた療育により、より障がいの改善が期待できる。
土曜日または日曜日の相談体制を検討する。	家族の就労のため必要な支援を受けられない子どもにも、最低限のサービスを提供することができる。
特別支援学校に在籍している児童から要望の多い理学療法については、事業委託により、放課後ないし土・日曜日に理学療法を実施できるようにする。	理学療法を実施することにより、身体機能の改善や維持を図り、地域生活を支援すると共に将来の介護負担を軽減することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	相談事業や児童デイサービスの充実を図る

議会議決要旨	<p>21年決特 児童デイサービスの拡大</p> <p>21年四定 障がい者に対する一貫した継続的支援システムの構築（特別支援教育との連携）について</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立生活支援センター	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 石垣 恵子	課長名 内線	山形 実 4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者地域自立生活支援センター事業費（01-02-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。				
対象者等	荒川区において生活支援を必要とする身体及び知的障がい者とその家族。				
内容	<p>ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助。 社会資源を活用するための支援 社会生活力を高めるための支援：社会生活力を高めるために自立生活支援セミナーを実施する。 ピアカウンセリング：障がい者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。 専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等機関を紹介する。</p>				
経過	<p>「障がい者地域自立生活支援センター事業」は、東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年度から始めた事業である。 平成13年2月、ピアカウンセリング事業実施。 平成13年度4月実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備。</p>				
必要性	障害者自立支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的としている。本事業は、その目的を達成する為不可欠な事業であり、今後はさらなる事業の拡大が求められるものである。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>当該事業は、現在実施している心身障害者福祉センター相談事業に、当事者相談、生活支援相談、生活支援セミナーの開催を付加している。夜間や休日等、利用者時間を配慮し、専従の常勤職員1名と専用の相談室を設ける。相談は、直接来所または電話、FAXにて受け付ける。関係機関と調整した場合は、直接、関係機関から相談者に回答する。</p>				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	3,637	3,610	3,153	3,546	3,616	3,651	3,655
	決算額（22年度は見込み）	3,368	3,070	2,622	2,846	3,334	1,651	3,655
	人件費		2,155	1,708	1,708	1,694	5,189	
	【事務分担量】（%）			25	20	20	20	119
	合計（+）	3,368	5,225	4,330	4,554	5,028	6,840	3,655
	国（特定財源）							
都（特定財源）						1,740	1,740	
その他（特定財源）								
一般財源	3,368	5,225	4,330	4,554	5,028	5,100	1,915	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	ピアカウンセリング	60	43	35	26	28	39	40
	自立支援セミナー開催回数	20	23	22	17	19	21	15
	セミナー参加人員	313	289	356	283	283	309	300

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬共済	非常勤当事者相談員	2,930	非常勤当事者相談員	1,234	非常勤当事者相談員
報償費	セミナー講師謝礼	306	セミナー講師謝礼	288	セミナー講師謝礼	414	
需用費	消耗品費等	39	消耗品費等	73	消耗品費等	99	
役務費	インターネット使用	54	インターネット使用	54	インターネット使用	55	
旅費	旅費	4	旅費	2	旅費	7	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	ピアカウンセリング	26件	28件	24件	3件	35件	22年度は6月1日現在
	自立支援セミナー開催回数	17回	19回	19回	2回	20回	22年度は6月1日現在
	自立支援セミナー延べ参加者数	283人	283人	283人	27人	350人	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<p>・ピアカウンセリングは、障がい者自身が当事者として同じ立場の障がい者を支援する貴重な活動である。気軽に相談できる機会として、相談者の増加が課題である。</p> <p>・障がい者が、おのこの状況にあった社会参加をしていくために、中途障がい者の保護的な雇用の場の確保や、自立生活が体験できる場を確保するなど、障がい者自身の自立への意欲につながる支援が必要。</p>
他区の実況	（実施 14 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会的なりはびりの視点にたった支援を検討する。	当事者の生活全体として充実が図れる。
就労に向けた情報提供も積極的に組み入れる。	具体的な目標を持って生活することで社会参加への意欲を高めることが出来る。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議会議事録 （要旨）	
---------------	--